

1. 議事日程（5日目）

（平成26年那智勝浦町議会第3回定例会）

平成26年9月17日

9時開議

於議場

日程第1 一般質問

12番 引地稔治…………… 219

1. 町長の政治姿勢

5番 蜷川勝彦…………… 234

1. 道の駅 なち

2. 鳥獣保護法の改正について

3. 空き家対策

6番 湊谷幸三…………… 246

1. 町長の政治姿勢について

1番 左近 誠…………… 262

1. わかりやすく表示する「住居表示の制度」について

2. 子供たちの“生きる力”を育む「通学合宿」について

3. 空き店舗活用 優しい「くらしの相談室」設置について

4. 急がれる「津波避難タワー」建設について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 左近 誠

2番 荒尾典男

3番 下崎弘通

4番 森本隆夫

5番 蜷川勝彦

6番 湊谷幸三

7番 田中幸子

8番 東 信介

9番 松岡大輔

10番 山縣弘明

11番 中岩和子

12番 引地稔治

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

4番 森本隆夫 離席 12時59分～14時44分

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長 寺本真一

副町長 植地篤延

教育長 森 崇

消防長 塩崎文二

参事 城本和男

参事 瀧本雄之

（総務課長）
総務課新病院
建設推進室長

浪 花 潔

会計管理者 田代雅伸

病院事務長 喜田直

税務課長 久原章功

住民課長 玉井弘史

福祉課長 大江政典

観光産業課長 松下安孝

建設課長 橋本典幸

水道課長 藪根敏夫

総務課副課長 矢熊義人

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之

事務局主査 寺地強

事務局副主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

再開に先立ち傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

○議長（森本隆夫君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（森本隆夫君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問の一覧表のとおり、通告順に従って12番引地議員の一般質問を許可します。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） おはようございます。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

まず、町長の町政報告の中に、病院関係で本町の財政運営に与える影響が大きいと、しかしながらまた新病院の建設を望んでおられる町民の皆様のためにも、今後は事業の見直しを図るなど、財政運営を慎重に行いながら実現したいと考えておりますと言われたんですが、この6月に財政シミュレーションを僕らにいただいているんですが、その中でほかの事業を踏まえ、新病院の総事業費が63億円になっていると。これが財政運営を非常に圧迫するのが目に見えたあるんですけど、それでも建設を望んでおられるのか。63億円では、当然町長も無理だと考えていると思うんですが、そしたら幾らぐらいの金額やったら財政状況も順調にいけると考えておるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、シミュレーションの財政シミュレーションにつきまして説明させていただきます。

財政シミュレーションにつきましては、26年、ことしの6月議会の総務常任委員会で説明させていただきました。このシミュレーションにつきましては、ことし26年度当初に、今年度の事業をまとめた際に作成をさせていただいたもので、条件を限りまして作成したシミュレーションでありますので、町の財政が将来このとおりになるというものではございません。

また、事業をこのとおり行っていくというわけでもありませんで、実際には条件も変わりまして諸事情も加味されるので、あくまでもシミュレーションであるということをまず御理解を

いただきたいと思います。

しかし、このシミュレーションを通しまして町が置かれている現状、今後の人口減少の中で財政運営が非常に厳しいということも見えてまいります。今後の予定される事業につきましても、病院の建設のために見直しが必要になってこようかと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） いや、そしたらほかの事業を見直すということですか。ほかの事業もしないで、新病院の建設に臨むというお考えでおるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今のところ、シミュレーションの結果を受けまして、事業については中止とかそういうもんじゃなくて、延期といいますか、病院の建設をまずやって、その状況を見ながら、その中で予定されている事業を行っていききたいと、そのようにして考えております。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） いや、そうしたら、ここにクリーンセンターとかほかの事業もシミュレーションの中に入ってましたね。ほんなら何を延期するんですか。何を延期するように考えておられるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今、町長から御指示いただいているのは、まず病院を優先してやるということでございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） ほかのほんなら、クリーンセンターとかほかの事業を後延ばしにすることなんで、と理解してええんですか。そういう考えってということですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 後に延ばすということではございませんで、事業を進めるに当たっては、来年事業をやり始めるに当たっても準備段階から入っていきますので、その準備を財政のほうでも資金計画とか補助金とか、そういうものをやりながら順番にやっていくことになるんです。それを当初は27年度から30年の間に全ての事業を予定してたんですけども、これにつきましてはまず病院が確定して、病院の見込みができてから、それからかかりたいということなんです。特に中止とか、そういうもんではございません。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） まず、ほんなら一つ一つ聞きますわ。

ほんなら、病院は、この建築コスト高騰で63億円になりましたよね。それでも進めていくという考えなんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 事業の選択につきましては、町長の権限に及ぶところかと思  
います。今のところ、概算の概算ではございますが、63億円ということで計画をしております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 63億円の、ほんなら事業をするでしょう。ほんな、このシミュレーショ  
ンで、クリーンセンターもほかのやつも27年から30年までに入ってますよね、これ、このシミ  
ュレーションの中に。ほんなら、病院を27年から30年に考えて、あと30年から以降にクリーン  
センターとか色川小・中学校とか、そういうのをする予定でおるんですか。

ほんで、それでシミュレーション、大丈夫なんですか。63億円の病院を建ててしもうて、あ  
と1年や2年、3年、4年、まあ5年ぐらいの間にほかの事業を延ばしても一緒でしょう、借  
金は。それでシミュレーションして、ここで年間約3億円ぐらいずつ、足らんように32年ぐら  
いからなってますよね。それは解消できるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃられる意味はよくわかります、よく存じて  
おります。私どもといたしましては、このシミュレーションを行った際に、これらの事業を全  
てやっていくと、病院が63億円と仮定してやった場合には、財政上非常に厳しい状況になる  
と。そういうことがありますので、まず病院が幾らでできるか、今概算の概算の話でございま  
すので、まず病院の建設について見きわめたいというのが今の現状でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） そしたら、病院は概算の概算というので、あくまでも家で、家の状況だ  
って、家建てるときに予算って組むじゃないですか。それで支払い大丈夫かっていうののシミ  
ュレーションするじゃないですか。ほな、この63億円っていうのは、あくまでもかけ離れた数  
字じゃないでしょう。もしかしたら、63億円以上になるかもわからんでしょう。それで、この  
病院建設にこの63億円も使うて、あとの事業が到底無理っていう状況に陥りませんか、大丈夫  
ですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 財政シミュレーションを6月の総務常任委員会のほうに報告  
させていただいております。その状況から見ますと、先ほども申し上げましたけども、このシ  
ミュレーションを通しまして町の置かれてる現状というのが浮き彫りになってきていると。人  
口の減少の中で、財政運営が非常に厳しい状態であることが見えてまいります。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） いや、その財政状況が、これ厳しい状況に見えてきているから、諦めな

あかん事業はあるんじゃないかと。それで、ましてそれがどうしてもやらなければあかんのだったら、その金額を下げるなり、建築費63億円のやつを40億円にするなり35億円やったら財政シミュレーションしても大丈夫やという、そのシミュレーションがなければ、予算出されても安心して賛成することはできないですよ。だから、事業するに至って病院を進めると、でも町民もお金がないのに無理して病院建設望んでますか。町立病院、その病院、新病院建てるために財政を圧迫して、町自体の財政、お金がなくなって、それで町が破綻するようなことがあったら本末転倒のような話になるでしょう。町民のためにならないでしょう。

ほんで、町財政を健全に行える病院にかけられる費用っていうのは、一体幾らなんですかね。ほかの事業、もう金額落とすことできんでしょ。ある程度の予算、むちゃくちゃな予算、かけ離れた予算でシミュレーションしてないでしょう、当然。病院に63億円のお金をかけて大丈夫なんですか。ほかの事業できますか。3年、5年先に、それを例えばちょっと引き延ばしても一緒やと思うんですよ、僕。どっちみち借金は、後払わなあかんような状態になるんですよ。ほんで、これが40年で、基金ちゅうのは、最高のとき基金が28億円ぐらい、基金で直近になるのは33年ですか。基金、どこやったかな。済みません、眼鏡がないもんでちょっとわからないですけど。もうなくなって40年で、41年になったらもう完全なマイナスになるでしょう。一体、病院にかける事業費ちゅうのは、幾らの病院建設費用だったら、財政シミュレーションで財政を圧迫せんときれいにいけるんですか。ほかの事業もできるようにして、僕やらなあかんと思たあるんですけどね。一体病院にかけられるお金は幾らなんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） ちょっと話がずれるかもしれませんが、新病院の建設の今までの状況についてちょっと説明させていただきたいと思います。

まず最初、平成24年度の基本計画時におきましては、延べ床面積1万2,000平米で計画をしておりました。そのときの事業総額は、48億円の予定で進めております。その後、病院との間で、病院及び有識者会議等々の話の中で基本計画、基本設計を進める中におきまして、平成25年度末におきましては病院等の要望もあり、1万3,900平米まで膨れ上がっておりました。そのときの総事業費につきましては、79億円でございます。その79億円につきましては、かなり財源をオーバーしているということもございまして、その後すぐ財政との話し合いの中で事業の見直しを行いました。それで、病院との間でも折衝を行いまして、現在延べ床面積は1万500平米まで縮小をかけております。これは、基本計画において策定されました病院を今後運営していくために必要な機能等を入れた結果、一番最小まで縮小した結果でございます。そして、その結果、今63億円ということになってございます。これにつきましては、皆さんも御存じだと思いますが、労務単価の上昇及び資材の価格の上昇等もございまして、現在の額になったということでございます。

そして、今その後につきましても、この63億円につきましても多いとは思いますが、これにつきましては財政と一緒に協力しながら今後また進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） お金があったら、財政上余裕があって、その財政シミュレーション、借金返していくのが順調にやっけていける、財政運営がやっけていけるんだったらいいんですよ。それは、僕らもお金があったら病院欲しいですよ。でも、63億円の病院建設では、厳しいでしょう、79億円から63億円に落としても、このまま63億円の事業を進めたったら、ほかの事業できやんようになりませんか。

そして、もう僕は、これはとてもじゃないけど無理やと思うんですよ。ほんで、地域医療を守るためとかそういうことで病院が必要やというんやったら、一体幾らの総事業費の病院やったらきれいな財政シミュレーションができるのか。クリーンセンターとかそういうのを先延ばしちゅうわけにいかんでしょう。

クリーンセンターっていうのは、28年3月までですか、それ天満区の人と約束してるじゃないですか。住民との約束を役場が破って引き延ばし、期限を延ばすっていうのは、そういうことをすると誰を信用してええかわからないようになりますよ、住民。役場が信用できんということになりますよ。住民との約束は絶対守ってあげなあかんと思いますよ。それはそれで僕はええですよ。

この63億円、病院にかけれる費用、幾らやったら健全な財政シミュレーションができるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 病院にかけれる費用ということでございますが、当初の予定では48億円で病院を建設を考えております。そしてまた、基金も10億円程度あるということで、病院の建設ということで始まった事業でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） そしたら、48億円の総事業費、病院にかけれるお金が48億円やったら健全にやっけていけるんですか。僕、48億円でもちょっと無理だと思うんですけどね。当然財政シミュレーションしてもらわなわかんと思うんですけど、48億円やったら、このとこで約3億円ずつ足らんようになってきますよね。それがなくなるんですか。なくならんと、48億円やったらできるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 病院の建設事業につきましては、先ほど申し上げました48億円の見込みで進んでおる事業でございます。

それとまた、もう一つ考えなければならぬのは、病院に対する繰出金、規模も大きくなりますので、赤字の経営ということであれば、それはまた財政上、うちのほうの一般会計のほうの問題になってきますので、今見込んであるのは事業費が63億円に膨れ上がっておりますが、病院の繰出金は繰り出し基準内ということで、特に赤字補填はしないということを前提にして考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） その赤字補填というのは後に置いて、この48億円やったらできるんですか。3億円ずつマイナスになってますよね。これこういう状況にならんですか。48億円の事業費やったら、財政シミュレーションで、ここで32年からマイナスになってますよね。それが解消できるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 財政シミュレーションをもとにした大まかな考えではございますが、48億円で基金が10億円あって、それほど過疎の借入れが多くない。そのほかの事業については、全部が全部できるというわけじゃありませんけども、事業を選んでいけば過疎債を活用して、それは何とか調整できる範囲にあると思います。そういう判断で病院の事業が可決されて始まった事業でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） これもいましたよね。ここに新病院が48億円から63億円になり、ほんで過疎債の活用により大型事業の計画、クリーンセンター等の大型事業追加って書いてますね。そのときは、クリーンセンターというのはシミュレーションの中へ入ってなかったんですか。この病院……、ほんでクリーンセンターもここへ入ってきて財政状況がえらなったということなんですか。48億円とクリーンセンターやったら、健全にやっていけるんですか。病院が48億円でしょう。ほんで、クリーンセンターにかけるお金って、シミュレーションで20億円要ってますよね。ほんで、あと色川の小・中学校とか、そういうのがありますよね。それやったら、48億円やったら、本当に健全にやっていけるんですか。さっきの答弁のところに、ほかの事業の見直しも含めてって言うたでしょ。だから、ほかの事業を後延ばしにする、今回は諦めるという考えの答弁やったら大変、何を延ばすんか、何を諦めるんか、何の事業を諦めるんか、教えてください。48億円で全ての事業、できるんですか。病院に48億円かけて、ほかの事業全てできるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、病院の建設事業費総額でございますが、48億円から63億円に、15億円上がってるんですかね。この分ってというのは、ほとんどクリーンセンター建てられるような額となってまいります。

それと、漁会の産地水産業の冷蔵庫の関係、これも過疎債を使いますが、事業費額では、これにつきましては12億円、あれから計画の中でふえております。

そういうことから考えますと、当初48億円で基金もあるということであれば、ほかの事業も考えながらであれば病院建設は可能であったと、私はそのように考えています。

事業、何を延ばすかというお話の事業計画の話なんですけども、そちらのほうは町長の御判断によるものと考えております。

以上です。



○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 今の答弁の中でも、どうしても見直しちゅうのが出てきますよね。だから、病院がたとえ総工費48億円で済んだとしても、ほかの事業を全部このまま進めるだけの財政状況、財政的には苦しいととったんですけど、それで間違いないですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 自治体が病院を持つっていうのは本当に厳しい、今全国的に見ても単独の市町村で病院を持つっていうのは非常に厳しい状況にあろうかと思えます。そしてまた、63億円という今の事業費総額は、健全化をやったころの一般会計の総額に匹敵するような額でございます。そこから考えると、なかなかこういう大型事業っていうのは、ほかの事業を見ながら、一つ一つもう着実にやっていくべきであると考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） いや、僕、理解力が足らんのか、どうも納得いかんのですけどね。病院建設に関しては、もう建築コストの高騰の上、とてもじゃないけど48億円で、まあまあ中に使う材料とかいろんな面で、すばらしいきれいなホテルのような病院やなかったも、もうちょっとお金のかからん建物にしたら48億円っていうのは可能なんかどうか、ちょっとわかりませんが、その1万500平米ですか、その中で建築コストの高騰の中、63億円が48億円になるのも非常に難しいと思うんですけど。

それで、この48億円でも、ほかの事業を諦めずにできるっていう確実なシミュレーションを僕たちに示してくれたらありがたいですよ。その48億円でも、僕は財政的にえらいんではないかなという心配があるんですよ。本当に48億円で、町長、ほかの事業も諦めずに進めることができますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員がおっしゃるところはもともとだという言うたらおかしいんですけども、ただ15年の年月、今から40年のときの赤字というシミュレーションの中でやっていく中で、今、特にいろいろな補助金の問題も考えて進めたいと思っております。そのために、いろいろと今お願いするところにはお願いしているところでございますけれども、その辺は病院というのが町のランドデザインをやっていく場合に、過疎化を加速させる部分なんか、それともつくっておって、いろいろな分野から過疎化進んでいく分をある程度の歯どめがきくのか、その辺も考えながらこの事業を進めていかなければならないと。ただ、48億円とか63億円とかという金額については、今後どういう方法であればできるかっていうことも考慮に入れながら進めていくっていうのが課長の答弁のとおりでございます。

今ここでとめてしまうと、いろいろなところの影響、病院の整理から始まって、そういうことまでやらなければいけないのか、そうなってきたときに町に与える影響はどんなんなのかということも含めて検討はしていかなあかんやろと。

だけど、そういう費用を逆に考えていくと、つくって過疎化をとめていくっていうんです

か、緩やかな人口減を維持できるような次の施策を考える。何も座して衰退を考えるんじゃないで、今後はそれを起爆剤にしたいろいろなことを考えていくということがこれからの方法の一つでもないかと思っております。

そういう意味で、金額というものがひとり歩きして63億円、それが五十二、三億円ならできるんかというふうになれば、過去、48億円でやると、基金の積み立てが20億円そこそこあればクリアしていけるっていうこともあったわけなんですけども、その後、漁会の施設の問題とか出てきてます。クリーンセンターについても、建設を急ぐんか、建設を28年——28年っていうのは2年間という災害の処理もありましたけれども、その後2年間延ばした後でもそれでもできなかったら、外注に出してその費用のコストも考えながら、できる限り天満地区との約束事というのは、違った意味での方法も考えていくという方法で、いろいろなこれからの進めていく上では考慮しながらやらざるを得ないという、そういうところをもっと御理解していただければと思います。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 町長、御理解って、別に嫌事言やるわけじゃないんですよ。僕、貧乏やからお金のことが心配なだけなんです。ただ、本当に、この病院建設に63億円っちゃうのは当然無理だと思うんですけど、当初計画していた48億円やったら、でも本当に財政大丈夫なのかっていうのが心配なんです。ほかの事業、見直せれる事業ありますか、ないでしょう。

クリーンセンターっていうのも絶対やらなくちゃだめでしょう。諦めるわけにはいかんでしょ。住民との約束もあるし、そらあ町長、今クリーンセンターに関しては、もう焼却を28年3月でやめて、その建設がおくれたらその間はごみを焼いてもらうのを外注するっていうことを言うてたと思うんですけど、それはもういたし方ないと思う。それでもそこで天満区の人、あそこをもう稼働せなんだらきばってくれると思うんですよ。それはそれで僕はええと思うんですけどね。でも、それでも何年も外注先が受け入れてくれるとは限りませんからね。3年契約するんか2年契約するんか1年契約するんか知りませんけど。

ほな、お金があったら、そらあ僕らでも、そらあ近くに病院欲しいですよ。町長をいじめるつもりで言いやるわけでも何でもありませんよ。お金ないのに病院建てれる、お金ないのは町長の責任でも何でもないじゃないですか。それで、建築コストも上がったのも町長の責任でもない。ただ、幾らの事業費やったら、財政シミュレーションも健全な財政運営をできるのかっていう、その金額知りたいんですよ。幾ら概算の概算っていうたって、予算ちゅうのは、僕家建てる時でも、幾らやったら出せれる、幾らの車やったら買えるって考えるじゃないですか。そらあベンツも乗りたい、クラウンも乗りたい、レクサスも乗りたいと言うたって、財布の中にお金なかったら仕方ないですからね。やっぱり身の丈に応じたもんを買って、身の丈に応じた生活せな仕方ないじゃないですか。

だから、63億円ちゅうのはこれは無理やと思う。48億円の金額で病院建設をやっても、財政的に大丈夫なんかって、それが心配なんです。ほんで、そのときの答弁で、いろんな事業を見直して、あとのことを見直しながら財政運営にやっていきますって言うたって、そのシミュ

レーション出てこなんだからわからんでしょう。やっぱり余裕を持ってやっていかな、100万円あって100万円、10あって10いっぱい使ったたらあかんでしょう。民間企業らでも、売り上げが80に落ちても、2割落ちても何とかやっていける、倒産せえでも済むっていう計画立てると思うんですよ。

ほんで、クリーンセンター20億円ちゅうのは、もう下がらないんでしょう。あくまでも、この予算を見てかなあかんのでしょう、20億円ぐらい。ほんで、あと、どこそにありましたね、色川小・中学校に6億円ですか、ほんで産地水産12億円、津波避難タワーに毎年8,000万円ぐらい、簡易水道の統合に27億円、こういうやらなければいけない事業ってあるじゃないですか。これ全部やったら、とてもじゃないけど無理でしょう。この金額のままですよ。この金額のまま、この6つの事業を進めるわけに、財政的に無理でしょう。どうなん、大丈夫なんですか。無理でしょう。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 病院以外の事業につきまして、これをやっていけるかっていうことなんですけども、それは特に問題はないと思います。今の本町の財政状況は、それほど悪くはないです。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） それは、課長、病院事業をかからなんだ場合ですよ。かからなんだ場合、ほかの事業はできるっていうことですよ。間違いないですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） そのとおりです。病院事業がもしなかった場合に、ほかの事業をやっていくのはやっていけるんかということなんですけども、今上がってる内容であれば、若干の調整は必要かもしれませんが、特に問題はないと思います。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） そしたら、この後の事業を5つするのに、目いっぱいなんです。これ病院にかかる予算は63億円あるじゃないですか、ここで。これ63億円じゃなしに10億円やったらできるんですか。20億円やったらできるんですか。30億円やったらできるんですか。もうまるっきりほか、病院建設がゼロとして、なかったらできると、ほんであと10億円でも20億円でも、病院建設にかかるほかの費用が出てきた場合、ほかの5つは諦める、どれかやめるなり選択せなあかんということなんです。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 病院は幾らやったらできるんという話なんですけども、そういうこと、具体的な金額を申し上げるのはなかなか難しいかと思います。まず、しかし1つは、当初48億円で事業として議会の皆さんの承認も得て動き出した話かと思っています。ですから、48億円と、それからその当時は病院に対する基金、補助金みたいなものがありましたので、それが10億円とかというお話がありましたので、それをもとに当時の財政のほうもシミュ

レーションをしてやってきた状況かと思えます。

私どものほうとしましては、事業を選んで、病院も48億円でも63億円でもあれなんですけど、事業を選んでいただいて、その事業計画を立てながらでしたらその償還に幾らかかるか、そちらのほうの計算はできますのでやらせていただきます。

ただ、1つ大きなのは、やはりどこの市町村も全国的に同じなんですけども、これからの10年、20年のシミュレーションをしていきますと、どうしても人口の減少というのが入ってまいります。本町におきましても、今1万7,000ぐらいあるんですけども、平成52年、30年後にはもう9,000、1万を切ってしまう、9,900というふうな人口になってしまうというシミュレーションも出ております。その中で、やはり人口減少に耐えられるような町政方針、考えていかなければならないと思っています。広域化を考えると、経費節減をやるとか、施設を集約していくとか、行革をやっていくとか、そういうものがまず必要になってこようかと思えます。そういう面から見ますと、病院をもし建設したとしても、まず赤字がないという病院の経営、自治体病院に関しましては地域医療ということで経費がかかるっていうのはもう当たり前の話なんですけども、長期的に考えていきますと、建設のコストもそうなんですけども、繰り出し基準内で何とか経営をやっていただける、それも大きな一つかと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 病院の経営、で25年度3億200万円ちょっと入れてましたよね。これが膨らまんように病院経営をやっていただいていたということですよ。それは当然やと思うんですけどね。今のここの6つの事業の中で、初め当初48億円やっとな、ほんで補助金も10億円ぐらいあったということですよ。それで財政シミュレーションが可能なんですか。

ここに5つの事業あるでしょう。もらったやつありますよね、財政課長、総務課長。ここのお金っていうのを、ここ削れるやつもあると思うんですけど、ここをやったとして、一番上の63億円あるでしょう。ここの数字が幾らになったら健全にできるんですか。ここはもうゼロやなかったら、下の事業はできやんということですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 先ほど申し上げましたが、当初病院の事業については48億円のほかに基金、補助金もあるということで進んできた事業です。そういうことで、町長の判断で病院の建設に取りかかったということでございます。

ほかの事業をどうしたらできるのか、その金額は幾らまでなのかということは、ちょっと私のほうで、政治的な判断にもなるかと思えますので、私のほうではちょっとお答えすることはできません。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） いや、ここの数字をはっきりせなんだら、大変つらいんですけどね。やっぱり財政シミュレーションで確実やという、大丈夫やという確約っていうか、それがなかつ

たら、我々予算出されたときにこの事業は無理やろとか、その判断できんじゃないですか。お金あったらやりたいけど、お金なかったら諦めなあかんことってあるじゃないですか。

ほんで、病院にかけれるうちの財布の中身ですよ。新病院にかけれる身の丈に応じた金額っていうのは、ほかの事業もして、幾らなのか。もうほかの事業したら病院はできんのか。諦めざるを得んのか。病院をとったら、ほかの事業は諦めなあかんのか。それを教えてほしいんですよ。どの事業に幾らかけて、6つの事業やるんやったらやるで、幾らずつの金額に振り分けたらやれるんかっていう。財政が、とてもじゃないけど困難なこのシミュレーションの結果を見て、この事業を進めていったときに、町民に何しやったんなどということを言われますよ。

ほんで、その責任は誰にあるんかっていうたって、僕らお金払うわけじゃないですから、町長もお金払うわけじゃないですよ、赤字になって倒れたところで。その負担ちゅうのは町民にかかってくるんですわね。町民がやらなあかんこと。責任ちゅうか、責任が町民にかかってくるんですよ。町の財政計画が一番大事なんです。健全な財政運営をして身の丈に合った暮らし、事業をしてもらわなったら、それを議会で認めてチェック機能を果たしていかないと、町民に申しわけないでしょう。町民に申しわけないっていうか、僕たちの子供や孫たちにかかってくるんですからね。だから、この事業に対する事業費が幾らやったら財政シミュレーションが健全な財政運営ができるかっていう、その数字が知りたいんですよ。

この色川の小・中学校に6億円ってありますよね。僕、6億円も要らんのやないかなと思うんですけどね。すばらしいきれいな学校、お金あればええですけど、基本は、安全で勉強できる施設があればいいんですからね。これはさておいて、この健全な財政シミュレーションを今後やっていくためには、この事業全てこの金額でやるわけにはいきませんよね。それだけ教えてください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まだ病院の事業費というのが概算の概算でなっておりますので、判断はまだできてないことかと思えますけども。

幾らぐらいやったらできるんかということなんですけども、今回もシミュレーションとこの資料を提出させていただきまして、ごらんいただいたら大体わかろうかと思うんですが、うちの財政規模から見まして、大体建設改良費に係る事業っていうのは、10億円ぐらいまでということでございます。その中で、毎年50億円ぐらいを平均になるような形で、例えば病院が20億円、30億円の事業をやるのであれば、その分を前年度は若干低目にしてって、病院をやって、また若干低目にしてって調整しながら、そうやって事業をやっていくべきかと思えます。前回のシミュレーションを総務常任委員会でも説明させていただいたんですけども、大体目安というのは、10億円程度ということで御理解いただいたらと思えます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） そしたら、課長、これ毎年10億円ずつですよ。ほな、この事業、計画ありますよね。これ10億円ずつやって健全にやれるのは何年でやったらええんですか。何年でやれますか。何年に分けて事業をしたらやれるんですか、健全な財政運営が。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ちょっと今すぐに何年というのは難しいかと思いますが、例えばこれでしたら、これだけの事業をやるんでしたら長期に考えなければならぬ。単年度で、4年、5年という話ではなかなか難しいのかなという気はいたします。

10億円の範囲で、多少事業をやる場合は、その10億円を大体の基本としていただいて、事業費を膨らますのは膨らませていただいて、あとは大型事業につきましてはちょっと控えるとか、そういうふうなやり方をしているといいのかなと思っております。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 済みません。ざっと計算ちょっとしたんですが、間違たあるかもわからんですけど、この場合十四、五年かかりますよね、この事業、年間10億円って言うなら。ほな来年どの事業、再来年どの事業、せめて5年間ぐらいの先まで、どの事業を先、優先的にやっていくお考えでおるんか、町長、聞かせてもらえますか。無理せんとやっていきましょうよ。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 済みません。大体10億円程度というふうなお話させていただいたんですけども、これのほかに今地域創生っていう話もありますし、26年度におきましてもがんばる地域交付金が1億9,000万円とか、25年度元気の交付金が4億円とか、そういう補助金もございます。そういう補助金があれば、そこへ入れていきますので、10億円の多少枠を超えたとしても、そういう補助金があるときにはその分ができますので、これはこの中で精算したとしてもできやんやないかということもありますけど、その時々には補助金等もありますので、そういう交付金は一つ一つ事業をやりながら、そういう補助金があればこの事業は当てはめられるとか、そういうふうなことを考えながら調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 健全な財政運営、もう必ずやってくださいね。

ほんで、せめて、そしたらこの3年、5年の間にどの事業を進めていこうというお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） どの事業をどうっていうよりも、その時々でというか、今回でも25、26年で約6億数千万円の交付金がありました。国の交付金というのは、事業の計画があればそこに大きな金額を当てはめていくことができるんですけども、なかなかない場合は、間に合わせのような形で使ってしまったというのが現状かと思うんです。そういう意味を含めて、計画上、今これをどうやっていくかということは、財政も生き物の中で十分考慮しながら考えていくというのが現実的やないかなと。

それは、議員おっしゃるようにどれをどうっていうよりも、できるものはやっていくと。できないものは、先延ばしでやっていくということも選択肢の中で。それはなぜかという、地方が衰退していくっていうことは、もうほとんど何もしないっていうことが一つの目安になる

うかと思うんですけども。何もしないで衰退していくんか、何かを起こして活気づけていくんか、それはプラスに転じていくことはなかってもマイナスが20のところを10以内におさめていけるような方法かできてくるんか。集計的にいうと、地方に住む条件の中で、やっぱり医療の充実というのが一番先にくる。次に、雇用の創生というのが、統計的にはアンケート上出てきているというのがあります。そういう意味も含めて、今後我々はこの町でどのようにして町のランドデザインをやっていくかということを経後の課題として検討し、その方向性も見きわめていかなければならないかと考えております。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） いや、町長、そのわかるんです、言いやることもわかるんですけど、そしたらできる事業、ありますよね。ほんで、さっきちょっと何か間に合わせのようなお金の使い方しているって、ちょっと納得いかん、何かわかりにくいことがあったんですけど、それはさておきますわ。

そのできる事業とやりたい事業ですよ。やりたくてもできやん事業ってあるでしょう、財政的に。やりたい、なおかつできる事業っていうのは、この5年間のうち何なんですか。やりたくて、財政上シミュレーションもきれいにいける事業っていうのは何なんですか。これはあくまでも町長の考えと思うんですけどね。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 第1には、病院を考えております。そういうことで、その中で次の選択というのは、いろいろとその時その時で考えていかなければならないかなと。

ただ、そういう交付金が出たときに、元気交付金の場合でも4億3,000万円ぐらい出たかと思うんですけども、あのときに国のそういう補助が出てきたときには、年度内に消化ということがあったんですけども、あれは基金として積み立てて次年度で消化できるということがあったんで返納することはなかったんですけども、今うち、その基金を利用して、いろいろな事業のところをそれを使っていると。もし、あれが年度内に消化しなかったら返還ということになれば、そのときのお金は何億円かは返還せなあかんと。そういう意味で、計画は立てておいて、そのときに今地方創生とか国土強靱化とか、そういう中でいろいろな補助金の確保ができるようなことも含めて考えながら、事業を達成できるような方向というのは我々の務めでもありますし、それが決断するときには、どういうところで最終決断をするんかというのは、まだ今の段階ではないかと思っております。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 長々しゃべられたら、何かなかなか理解力ないものでよう理解せんですけど、やりたい事業は病院なんですよ、そしたら。やりたい事業、病院って、第一に病院って言うたでしょ。そしたら、病院に幾らのお金かけれるんですかって聞いたんですよ。もう最初から言やるでしょ。僕、病院に幾らのお金やったら、ほかの事業も、もう長期に何年も延長、後回しにせんと、財政上、無理せずに建てれる病院の金額ちゅうのは幾らなんですかって聞きやるんですよ。この残りの6つの事業を進めたら、病院にけるお金は1億円も1円もな

いのか。身の丈に応じた病院に、財布の中身ですよ、建てれる財政シミュレーションの財政運営がきれいにできる病院の金額って幾らなんですか。財政圧迫して、ほかの事業できない。ほんで、住民サービスも、どっかにしわ寄せ行ってしまうことやったらだめでしょう。

お金のないのは町長の責任やないですよ。建築コストが上がっても町長の責任でもない。お金ないのに、無理して、町民も身の丈に応じた以上の病院って求めてないと思いますよ。まず、財政、一番大事やと思うんですけどね。僕貧乏やさか余計思うんかと思いますが、きれいなその財政シミュレーションできんだら、特に町民全体の公金ですからね、使い道間違えて大きなお金無理して使たって、町のほかの事業に影響を及ぼす、財政運営に影響を及ぼすような金額の事業、なかなか賛成できんでしょう、議員として。

やりたい事業が病院だったというんなら、ほかの事業もむちゃくちゃ後延ばしせんと、最低この5年間ぐらいの間にできる、クリーンセンターは僕は28年の約束、延ばしても1年ぐらい、焼却はもうストップ、28年3月でとめて外注、一、二年の間するんか、せざるを得ないのかもしれませんが、そういう年月の中でこの事業をやっていくのに、病院事業に幾らかけられるんですか。もう何回もそれ聞きやるんですよ。

〔「議事進行しよか。質問と答弁がかみ合うてない」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開、10時15分。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時58分 休憩

10時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 病院事業につきましては、本町の重要な事業であると考えております。今のところ、病院事業をまず優先して考えてございます。

事業費につきましては、今のところ概算の概算でございまして、63億円という事業予定額が出ております。今後、概算がまた出てまいります。

どの事業を見直すかということでございますが、これは町長の判断によるかどうかと考えてございます。今後、慎重に事業の見直しも考えていかなければならないと思います。

今月末に概算も出てまいりますので、病院建設の事業をまず見きわめてから、今後の事業については、町長の判断のもと考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 私のこの一般質問、地域医療のことを考えずに、財政上、病院建設は難しいんやないかと、ほかの事業も引き延ばしできる事業やないと。だから、病院建設に至っては無理ではないか、諦めざるを得んのではないかって住民には聞こえると思うんですけど、そ



れでは地域医療のことを考えたらどうなるんだと、町立病院がなくなったらどうなるのかっていう問題に関しては、これいろんな考えあると思うんですが、私一個人の考えなんです。もう病院建設に関しては、地域医療を守るために病院は必要やろと。そのためには、交通の便、来年の夏に市屋まで自動車道つくでしょう。

そしたら、医療センターを基盤にしてやったところで、浦神から医療センターへ行くのは近くなりますよね。新宮市の熊野川町の人間の人の方が来るより早く行ける交通の便が整うと思うんです。だから、そういうことも考え、太地町の町会議員の方も見えて傍聴席におられるんですが、太地の救急車もよく森浦のところでとまってるのを見ますわ。ほんで、うちの、僕総務常任委員会に1期目のとき入ったあったんですけど、そのときに救急車の受け入れが多分、医療センターも50%までいかん、半分までもいかんと思うんですが、半分近くの救急の受け入れもしてくれてたと思います。今は知りませんよ。半分近い、現状でも40%ぐらいの救急の受け入れはしてくれたあると思うんです。そのときに、消防で受け入れの病院先を探すのに苦労しているっていう状況が太地町にも見えたあるんですよ。それを解消するために、地域医療のそういうことを考え加味した上で、その医療センターを、この紀南の地域医療の基盤と中核とするために、他市町、我々那智勝浦町、ほんでまた太地町も含めほかの広域で運営するっていう考えを、近隣の市町村と、町長、話しするということとはできないんですかね。

もう当然、今の新病院に対するあれは、もうゼロベースに戻すっていうことになるんですけど、それでも財政上問題があったら無理なんです。ほんで新宮との、他市町との、太地町等々、いろんな近隣の市町村との話し合いの中、それが破談になったときも仕方ないんですけど、そのほうが財政シミュレーション上やれるのではないかなと思うんです。地域医療を守るためにですよ。いや、大変難しい問題だと思うんですけど、どうですか。町長のお考え、そんなもんはないですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 東牟婁、新宮保健所管内の医療の計画でいうと、うちは支援病院ということになって、あと新宮市と、じゃ共同というようなこともなかなかやりにくいだろなというのはあります。この病院をつくるつくらんで、先ほどからの議員のおっしゃるように、つくって失敗するっていうのは、財政シミュレーションの中で議員指摘するんですけども、いろいろな面のことを今結論をはっきり出せる状態でもないですし、今後はいろいろなことを働きかけながら、十分計画を実行できるような方向性を、また求めていくというのも私の一つの考え方と思うんです。それがもう明らかに難しいという結論がどの時点が出るんかというのは、まだ未知数なところがあって、私はその可能性のある限りは、昔から、皆さんスポーツ選手でも、なるということを諦めんと求めていくのがええんか、素質がないからもうだめだと諦めるんか、そういうとこかと思うんです。そういう意味で、我々は懸命な努力はやります。やったその結果がどうなるかというのは、今後の先のことなんで、ここで結論は私も出せないかと思っております。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 町長、確認なんですけど、この財政シミュレーションありますね。32年が1億3,623万円、ほんで33年が2億8,000万円、34年は3億3,600万円、35年が3億5,000万円ですか、一番多いところで38年で3億9,000万円というのがあるんですけど、そのとき公債費も一番ピークのときには17億5,000万円ぐらいだったですね、36年度に。このような状況にならないように財政運営を行っていただきたい。これはもう当然あくまでもシミュレーション。このとおりにやるというわけじゃないでしょ。ここだけ確約ください。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのときの財政規模にもよるでしょうけれども、議員御存じのように25%の公債費比率超えると再建団体という、その中での運営ということを考えながら、財政運営はやっていければと思っております。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） その健全な財政運営できるように事業計画を行って、やっていただきたい。

ここで、歳出で3億5,000万円、何とかしたらええんですけどね。人件費は、当然に町長削る気もないやろし、僕が、町長が初めて就任したときに言うたときも、町職員の給与を削るようなことはせんと財政運営を行うって言うたんですからね。今後、那智勝浦町が健全な財政運営を行える事業計画を計画してやっていただきたいと、そう願って、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地議員の一般質問を終結します。

次に、5番蜷川議員の一般質問を許可します。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） それでは、道の駅「なち」についてお尋ねいたします。

当町の防災計画第10章の道路防災計画の方針として、道の駅「なち」は緊急一時輸送道路である国道42号沿いに位置しており、面積4,700平方メートルと広いため、防災上の重要拠点として有効利用を考えると記載されております。地震、津波が発生したときに、ここをどのように活用しようと考えておられるのでしょうか。津波が発生した場合は、ここは浸水域になると思われま。

また、2011年の台風12号の災害のときは、どのように利用したのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 道の駅「なち」でございます。23年の台風12号の際には、駐車場もありますし、そこからいろんな物資等も運んだ経緯があろうかと思えます。また、お風呂もある関係で、ボランティアの方が利用されたりということがあったかと思えます。

道の駅の防災拠点化なんですけども、国交省のほうで今お話がいろいろとございます。津波の際には、ちょっとあそこはまず拠点というのは難しいのかなと、あとの災害復旧の際には有

効に活用できる、物資等も持っていきたり車等もありますし、割合大きな広場も確保できるんじゃないかと思っております。

また、水害の際には、台風12号災害ありましたが、有効な防災拠点になり得ると考えております。今のところ、まず防災拠点としての位置づけはございませんが、今後できる限り考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 話があって、ここには電気自動車用の急速充電施設がありますね。現在、15台の電気自動車が充電しているということですが、この15台のうち、町所有の電気自動車は何台でしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 現在、本町のほうで電気自動車の所有はございません。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 近年、広島の土石流の災害に見られるように、異常気象が頻発しておりますね。当町は、地球温暖化対策実行計画というのをつくっております。その3章の2に、低公害車、電気自動車、ハイブリッド車等または低燃費車の購入を検討しますとありますが、どのようにこれ検討されておられるのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 地球温暖化の関係でございますけども、このお話もございまして、とりあえずハイブリッドカーの導入はしております。和歌山等の出張に際しましても、これを活用して、公用車につきましてはハイブリッドを優先しているということ。ただ、電気自動車の購入をされている自治体もあろうかと思っておりますけど、本町におきましてはそこまで至っておりません。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 屋久島などでは、ゼロエミッション計画といって廃棄物ゼロという計画立てて、電気自動車の導入を積極的にやっているようですけれども、当町にも急速充電設備がありまして、これは、県から20万円ぐらいの補助を受けて、町の費用で電気を供給しているはずなんです。電気自動車も、当町は世界遺産の地でもありますし、地球温暖化の影響によって、多分ですよ、2011年の災害もありました。それですから、電気自動車の導入も考えると書いておりますので、御検討されてはいかがかと思っております。いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 電気自動車の本町の導入でございますけども、町内にも、軽の箱バンのような形で電気自動車が走っているのを見かけます。本町の公用車なんですけど、町内を走る分については、そういうことも考えられるのかなと思っておりますけども、何分まず経費の問題がありますので、そちらのほうを検討させていただいてから、また検討させていただいた

いと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） よろしくお願ひします。

ここの那智駅の交流センター、ここは赤字なんですけども、赤字の原因っていうのは丹敷の湯という温泉施設がありますけれども、その燃料代がかさむということが考えられるんですね。燃料代っていうのは、今後も値上がりしそうな気配もありますし、ここへ太陽熱温水器等を導入して費用を少なくするという対策とか、ほかに何か費用軽減策考えておられますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃられるとおり、那智駅交流センター及び道の駅の経費的にかかる部分は、水道光熱費、そして燃料代ということが主なものとなっております。それにつきましては、今ボイラー等々のやりかえ、あるいは古くなったボイラー等のやりかえ等のエネルギーの効率化等々も考えておりますが、その太陽光熱というところまでは、まだ計画の中には考えておりません。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 条例では、温泉施設の利用時間が13時からというふうに決まっておりますね。これは、以前はそれよりも長時間やってたと思うんですけども、入浴客が少ないということで、13時からにしたと記憶しております。ですが、海水浴シーズンは利用客がふえるというふうに見込まれるんですけども、土日に限って早くあけてお客様を受け入れて、売り上げをふやすというようなことは考えておられませんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

丹敷の湯の営業時間につきましては、今議員おっしゃられたとおりに、平成21年7月1日から、営業時間を13時から22時という形に決めました。その理由としまして、当時重油の高騰による経費がかかる部分がふえてきた、それと午前中の利用客が少ない。大体午前10時から午後10時までの12時間のうち、やっぱり15%ぐらいしかお客様がいないということで、その部分の経費削減が必要ではないかということで、平成21年にやらせていただきました。

それによりまして、前年と比べまして約150万円ほどの燃料費が下がっております。その後、重油、石油の高騰等にありまして500万円程度に今現在になっておるんですけども。夏休みだけの営業時間ということですけども、現在道の駅の整備によりまして、物産販売所とお風呂の場所が分かれている部分があります。その中で、人の配置等々運営する経費等もあるんですけども、実際午前中あるいは13時以前にお風呂に来られる方というのは、向こうで聞きましてもそれほどいない、それは海水浴のシーズンでもそれほど、向こうの判断としたら必要ニーズはないのではないかという考え方をしております。ですから、そこでそういう要望される方

と経費等々を考えた場合、逆に10時に時間を延ばすほうが、また経費がかかるのではないかと、そう判断しております。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） ことは別ですけれども、それ以前の年は非常に暑い日が続いてて、午前中海水浴してすぐ入りたいというような人が多かったんじゃないかと私は考えるんですけども、これは住民の方からも、もうちょっと土日だけでも早くあけたらという意見がありまして、それで質問させていただきました。

また、農産物販売所は条例で10時から16時30分の開店時間となっておりますけれども、ここへ行ってみますと、毎回10人以上の方が並んで立って待っておりますね。売り上げも、ここは順調に進んでるようですけども、9時から17時までの営業を望む観光客や町民の声を聞くんですね、これは、1人じゃなくて複数の方から聞いております。開店時間の、この農産物の販売所の延長っていうのはできないものでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

現在、物産販売コーナーは、平成23年の道の駅の整備後、午前10時から5時にさせていただいております。午前10時からの販売というのは、やはり品物持ってきてくれる方の搬入の手間、それとあそこへ来てそれぞれの商品のバーコードの貼付、そういったもろもろのちょっと手間がかかってきますので、そういった搬入する皆さんの手間等々いろいろあそこで打ち合わせる中で、今10時という形にさせていただいております。当然10時にはあそこへ並ばれる方、多々ございます。多くの方が並ばれてますけども、その辺搬入される方との兼ね合いもございまして、現状、そういう要望もございまして、やはり搬入される物がちゃんとそろう時間をめどに開店をやりたいと、今の時間でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） それは、色川とか太田は、町営のバス使って輸送している場合がありますね。そのバスの運行状況等加味して考えられてるんですかね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） おっしゃられるとおり、農家の方には、高齢の方で直接持ってくるできないという方もございますので、バスのほうへ言づけてあそこへ運んでくれる、そういった時間との兼ね合いも考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） 当町的那智駅交流センターの条例の第7条に、町長は交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に交流センターの管理を行わせることができるというふうにあります。指定管理者制度の導入を検討しておられますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 産業観光課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

指定管理者の制度については、ここの設置条例にもそういうふうに定めてますとおり、この開店当時から、指定管理者というのは頭に入れております。その中で、そういう問い合わせもたまにあるんですけども、そういった場合には、現在の売上状況、そして経費の状況、そういったものをお出しして、こういう状況ですけども検討の材料にしてくださいという形の情報提供はさせていただいております。道の駅に整備して、ある程度農産物の販売所の収入も伸びてますし、一時減ってました入浴客も、何とか2万人台に戻ってきました。そういった中で、ある程度民間に委託し、民間でやってもらって収益の上がるような事業所になるようでしたら、指定管理ということも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） それでは、指定管理者へ移行する基準というのは、収益が、その指定管理を受けた方が得られるかどうかというところに基準を置いてらっしゃるということですね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 当然やられる方としては、その収益性というのを見られると思います。赤字になるのをわかって、そこを指定管理としてやっていくっていう方はおられないと思いますので、そういった部分、収支状況をやはりそういう希望がある方には提供して、その中でやれるかどうか、そしてまた今どういう状況か、そういうお話を必要ならばさせてもらいながら、そういった問い合わせにはお答えさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 農産物販売所と温泉の丹敷の湯がありますね。それを分割して指定管理者制度を導入するというお考えはありませんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 今のところは、あそこ全体が一つの道の駅として指定されておりますので、そういう状況での指定管理というのは考えておりません。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 9月の議会の決算認定で提出されました観光産業課の資料によりますと、平成24年は1,200万円、平成25年は1,300万円の赤字ですね。これからいろいろな事業をすれば、町財政は今後厳しくなるということが予想されるんですけども、この対策の御検討、不採算部門である丹敷の湯をどのようにするかという、やめるのかやるのか、やるとすればどのようにやるのかというところの御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 丹敷の湯の利用者の減少、経費的にかかる部分については、前から言われているところを検討しているところなんですけども、まずやはりここへ来てもらう方をふやすためにどうするか。例えば年末年始、あるいはクリスマスから年末年始にかけてあの辺をライトアップ、イルミネーション的なものを飾るとか、そしてあそこで以前行ってありました年末のそれぞれイベント等々、毎月というのはちょっと無理ですけども、交流センター

で何かイベントをやりながらお客さんに来てもらう、そういうふうにして、あそこにああいう情報センターとお風呂があるということをもっとPRしていきたいと思います。

それと、やはりあの周辺、世界遺産、あるいはいろんな文化的な史跡等々残っております。そういったものと絡み合わせた何か企画を考えていきたいと思います。以前、災害前には、あそこを起点として熊野古道のウオーク、あそこを集合場所として、そして那智の滝までずっと歩いていくという、そういうウオーク等もやっておりました。前の状況、災害の状況等々の復旧の状況等を鑑みながら、そういった企画もまた復活させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） よろしく申し上げます。

私のたった一度の経験なんですけども、電車と那智山へ行くバス、そのつながりがあいがうまくいってないんですよ。バスは、電車で到着した人を取り残して那智山のほうへ行っちゃって、取り残された方を、私、那智山の大門坂の下まで車で運んであげたことがあるんですね。このつながりをうまくするようになっていただければと思います。よろしく申し上げます。

次に、鳥獣保護法の通称で知られます鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が、ことしの5月に参議院を通過しまして成立しました。そして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律として、5月から1年以内に施行されます。法の名称と目的に管理が追加されて、野生動物の個体数を適正な水準に減少させたり、生息地を適正な範囲に縮小させる対策ができるようになりました。これには知事の認可ですとか指定とか確認とかが必要な事項があるんですけども、町当局はどのようにこれに対応しようとしておられるのか、まだ施行されておられませんけれども、あらかじめどのように考えておられるのか、考えてたほうが私いいと思いますので、順次お尋ねいたします。

鳥獣捕獲事業者制度が導入されました。これは、知事の認定を受ければ、猟友会のような法人や鳥獣駆除や防除を行っている株式会社の参入を認めるというものです。私の考えでは、地域外の株式会社の参入は、防除については問題ないと考えておりますけれども、しかし駆除をするに当たっては、地理的な不案内とか地元の人には知らないとかあると思いますので、駆除については地元の猟友会と、町の当局ともそうなんですけれども、相談、協力のもとに行わなければならないと考えておりますけれども、町当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、ことしの5月に鳥獣保護法が改正になりまして、今まで鳥獣の保護を目的としたものが保護と管理、個体数の管理をやることになって、ここで定めることになってきました。議員おっしゃられるのは、その中で第2種特定鳥獣管理計画、これの部分だと考えております。これにつきましては、県のほうで、県として管理に取り組む鳥獣管理計画を定めた中で、各市町村におろして実施していくというものです。その中で、認定鳥獣保護等事業者制度というものを取り入れるということでございます。

その中には、議員おっしゃられるとおり、猟友会がまず筆頭に上げられると思います。その中で、今は町として猟友会にお願いして有害等の駆除、それと鹿の管理、捕獲、そういったものやっただいております。当然、ほかの法人が参入してきた場合、地理的なもの、それと駆除する場合には今までの猟友会のやっていた範囲とのいろいろな調整問題等々起こってくると思います。これにつきましては、町としては猟友会にお願いするのが一番いいかなと思いますけども、この事業者の認定というのが県が認定するものになっております。その中で、多分市町村の意見等々を取り入れる部分も出てくると思います。今後、説明会等々の中で、まだ具体的なものは何も示されておられません。法律だけが、こういう法律に改正したという部分をいただいているのみですので、今後具体的にこれを施行していく中で、県の計画等の中で市町村の意見を述べる場合もあろうかと思えます。その場合には、その辺の調整、できたら町当局の考えとしたら、今までどおり猟友会を中心としてそういった活動をお願いしたい、そういう部分になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） それから、夜間の銃猟、夜日没後から日の出前までの銃による狩猟が解禁されることになりました。現在は、日没後から日の出前までは、銃による猟は禁止されておるんです。1つ認定鳥獣捕獲等事業者という条件と、それから環境省令の基準に適合しているという条件と知事の認定を受けるという、この3つの条件が合えば、夜間の銃を使っての猟ができるようになりました。

イノシシとか鹿は、日没後に田んぼや畑を荒らすことが多くあります。また、田や畑を荒らす特定の害獣であるイノシシや鹿を駆除するには、夜入ってきたとき駆除するのが一番効果的かと私は考えます。直接田んぼとか畑に害を及ぼす鳥獣を駆除することができます、そうすれば、害を及ぼさない獣は、そのまま野山に置いとくことができます。

それで、私はこの夜の銃猟に賛成なんですけれども、安全性を考えると、いろいろな条件が必要になってくると思いますんで、もし県との協議があった場合は、こういうことを言っていたらありがたいと思うんですけども。

まず第1に、付近の住民の同意、次に場所の制限。平地であると、弾がどこでとまるかわかりませんので、谷とか確実に弾丸がとまる山や土手があるところ。それから、時間の制限も必要だと考えております。場所によっては、真夜中、これは避ける必要があると思います。安眠を妨げるおそれがあるからです。4番目として安全性。夜間の狩猟は、多くの人間がかかわると危険性が多くなります。ですから、1人の狩猟者もしくは照明係、今懐中電灯とかが性能がよくなってきておまして、はっきりよく見えるように、獲物が確実に見えるようになってきておりますんで、この1人ないし2人で猟をする等の条件を設定しなければならないと思うんですけども、町のお考えはどのようなものでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 夜間銃猟の一部解禁についてでございますが、これについては、



具体的なものは、まだ私どものほうへは示されておりません。当然、それを実施する条件として、議員おっしゃられたような住民の同意、そして安全性、そして時間の制限等と、いろいろ条件を精査する必要があると思います。

その中で、これにつきましては、都道府県知事の認可を受けた場合という条項がございますので、県のほうから具体的なものが追って示されると思います。その中では、今議員おっしゃられたような周りへの影響、周りの住民あるいは近隣への影響等、そういったものも十分取り込んだ、そういった上での実施ということを最大限に考えまして、県のほうに意見を述べていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 私の記憶では、ニュージーランド、ここは夜間の狩猟は許可されていますし、年中狩猟期間になってます、ここは。ですから、ニュージーランドでそれほど事故が起こったとか、そういう例聞きませんので、特に夜間の場合は外へ出てくる人はほとんどいませんし安全だと思いますので、私が言ったような条件さえ整えばできるような方向で、町当局は県に働きかけていただきたいと思います。

次に、麻醉銃が許可されております。昨年Aコープの周りに猿が出没しまして、これを捕獲するのに苦労して、結局捕獲できなかったと思います。また、朝日町は、夜になりますと、イノシシや鹿が住宅街に出てきておるといようなことを聞いております。このように、店舗や住宅のある地域では、麻醉銃での駆除が有効と考えます。これも知事の許可が必要なんですけれども、町の職員や猟友会員に働きかけて、この麻醉銃の免許を取るようになっていただければと思うんですけれども、町の職員の方、有志、誰かおられましたら、麻醉銃の免許を取るようについて検討していただけないでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

麻醉銃の使用につきましては、今度の法律改正で、県知事の許可を受けた者ということに定められております。猟友会等で現在狩猟している方の中で、そういった方が出ていただければと思います。また、町職員でということでしたが、これにつきましてはそれぞれ強制的に取らせるわけにもいきませんので、町職員の中には銃器、誰もそういった資格を持った者はおりません。それは今後の検討課題に、猟友会の人数がだんだん減ってきていますので、そういったことと総合的に考えた中の、将来有害に対する取り組みの中で考えていく必要が出てくるかなというふうな認識はしておりますけれども、今すぐというふうには、ちょっと対応しにくいものと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 副町長が銃の免許を取ってらっしゃるんで、差し当たり副町長にとつていただくとか、副町長がとつた後は若手の有志、どなたか育成していくというような方向でやっていただければと思います。

その次に、網とかわな猟の免許取得年齢が、今は20歳以上からなんですけれども、これが18歳以上に引き下げられます。この法律ができた時点で、町の広報等で町民の皆様にお知らせしてはいかがかと思うんですけれども、観光産業課のほうではどのように考えておられますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） それにつきましては、制度の仕組みがもう具体的に確定した時点で、そういうこともやっていきたいと思えます。

それとまた、国の補助を受けて、わなにつきましては、その取得する費用の一部負担をしていただける制度もございますので、それとあわせて広報等をしていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） よろしく願いいたします。

この新しい法律の保護管理の3本柱である個体数管理、それから被害防止、生息地管理、こういうことをするためには地域の実情に合った保護管理政策というのが欠かせないと思うんですけれども、現在、北海道と兵庫県には野生動物の研究所があります、この2カ所しかないんですけれども。そこで、どんな野生動物がどこにどのぐらい生息しているのか、どこで繁殖しているのか、どこで何を食べているのか、実態を調べて増減の要因っていうのを科学的に把握して、対策を立てることが大事かと思うんですけれども。そのために、兵庫県では、森林専門員というような人を置いて、その対策管理をさせておるんですけれども、このような人材を育成するように、町から県へ要望をすべきと私は考えているんですけれども、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 現在、鳥獣による被害がふえる中、個体数、あるいはどの辺で生息しているか、そういったものを絶えず県のほうに、私どもいろいろ問い合わせさせていただいております。その中で、まだまだ県のほうも、そういったものを十分把握し切れないという回答が来ております。この新しく改正になった鳥獣保護法の中の管理の部分で、そういったことも県下全体的に把握も必要となってくると思います。それにつきましては、県のほうにそういったもののシステム的なもの、どういうシステムでそういったものを把握するんか、そういったものを取り組んでもらうようにも要望させていただきますし、私どものほうでもわかる限り猟友会と現場のハンターの方なんかにも状況を聞きまして、少しでも状況把握、そういった個体数の把握、少しでも努めていけたらなと思います。その中で、県のほうにも十分要望をしていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） よろしく願いいたします。

次に、空き家についてお尋ねいたします。

地震が起きたときに老朽化した空き家が倒れたり避難路を塞いだり、人命や家屋に被害をもたらすおそれがあると私は思うんですけれども、町を歩いていても、老朽化した空き家がある

ところが結構あります、那智勝浦町の地域防災計画の第10章、道路防災計画に災害発生時の要調査箇所——調べなければならないところですね、を定めておくというふうに記載されておりますけども、これには空き家が入っておるのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 道路防災計画の中で空き家ということでございますけども、特にこの関係で調査はしておりません。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 同じく地域防災計画の12章に、関係団体と協力して個々の建築物の防災、耐震診断の実施を勧奨し、補修、改築等の指導を行うとあります。これに空き家は含まれてますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 耐震改修の関係でございますけども、今耐震改修を耐震診断から受けていただいておりますけども、だんだんと件数が減ってきているのが現状でございます。耐震に対して関心のある人は、もう既に大体受けていただいているような状況かと思えます。ということからしまして、空き家については特に関係がないといえますか、把握はしておりません。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） また、同じく地域防災計画の22章に、地震防災施設整備計画、これに老朽住宅密集市街地に係る地震防災という記述があるんですけども、これにも多分空き家は含まれてないと思うんですけども、どうですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） この関係で、特に調査した経緯はございません。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 地震、津波が来た場合、避難路が一番大事になると思うんですよ。それで、この地域は地震が発生してから、津波がこの地域に到達するまでの時間が、東北のほうと違って非常に限られた時間なんです。だから、老朽化した空き家等が倒壊した場合、避難できないというおそれもあります。ですから、町当局でできないのであれば、自主防災組織というのが今組織されています、那智勝浦町、ほとんど100%近く組織されてると思うんですけども、ここと協力して、老朽化した空き家の調査、どこにどういうものがあるのかというところを把握されてはいかがかと思っておりますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 自主防の方々の御支援、防災活動に関しましては、もう本当に重要なことかと思っております。特に、議員おっしゃったような空き家の管理とか避難路の確保、どこのあたりが問題点があるのかとかというふうなことは、町が本来はすべきではございますが、なかなか行き届かない点もあろうかと思っておりますので、できればそういう話があれば本当にありがたいことだと思っております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 町が主導して自主防災と協力してやっていただければと思うんですけども。私は、南平野区、ここの空き家の調査をしました。どういう目的で調査したかということ、色川地区はIターン、Uターンの方が多く来られてるんですけども、その人たちに我々の区に入っていただくためにはどういう空き家があるのか、住める状態か住めない状態かとか、そういうことを把握することが必要と感じておまして空き家を調査したんですけども。区民の方から聞いた話なんですけれども、警察から逃げた人、その不審者が空き家に住んでたということもあります。また、イノシシが空き家に居住、すんでたという話も聞いております。また、妙法小学校は廃校になりまして、ここの小学校に若者が夜間来まして、肝試しに妙法小学校に入って、騒々しい、騒いだりしておって不審火の心配とかありまして、住民から苦情が出てるといふこともあります。ですから、空き公共建築物の戸締まり等をしっかりしていただきたいと思うんですけども、まず戸締まりをよくしていただけるのか否かということと。

消防長に聞きたいんですけども、空き家からの不審火で火災が起きたというような例はあるんでしょうか、那智勝浦町では。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） お答えします。

空き家って個人個人の空き家ではなくて、昔ホテルとして利用していたところから火が出たってことはございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町有資産の空き家と申しますか、使っていない部分なんですけれども、本来は撤去しなければならないというのが現状かと思えます。議員おっしゃいましたとおり、撤去に至らない場合には、やっぱり戸締まり等管理についてはきちっとやっていくべきかと感じておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 調査して戸締まりしっかりしていただかなければ、不審火による火災なんてことも考えられますので、よろしく願いいたします。

それで、国土交通省の事業で、空き家再生等事業というのがあるんです。これは、2分の1、国が持つという補助制度なんですけれども、この費用で廃校舎や空き庁舎が取り壊しできるということなんです、空き家もそうなんですけれども。このような制度を利用することを、町当局は考えてみたらいかがかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町有財産は教育財産もあるんですけども、先ほども申し上げましたが、町有の資産につきましては、使われてない分については撤去をしたいというのが今考えているところでございます。もし、そういうふうな補助金等があるのでしたら、一度考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 平成25年6月の定例会の一般質問で、湊谷議員は空き家問題を取り上げて、固定資産税の住宅地優遇ということを質問しておられました。住宅地、住宅が建っておれば固定資産税が優遇されるんですね。更地にしちゃうと、固定資産税が高くなると。ですけれども、ほかの自治体では、同じ水準の固定資産税に据え置いているところもあります。この質問に対して、町長は今後研究しますというふうに回答されておられますけれども、研究結果は出ましたでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 地方税法では、専ら人の居住の用に供する家屋またはその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供される土地、政令で定めるもの等に対して、200平米以下については固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1、200平米を超える部分については固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1になるということでございます。そして、そこら辺の関係で、運用については国から示されておりますが、住宅としての必要な維持管理がなされず、空き家のまま長期間放置され、使用見込みのないような場合は住宅用地の特例の適用がないということの通知もございまして、税務課としては、明らかに廃屋の部分につきましては、去年住宅地特例は外させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） それでは、税務課のほうとしては、空き家を把握しておられるということでございますね。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 空き家につきましては、職員が、全部ではないかも知りませんが、外に回ったときに把握させていただくとか、それで住民の方にお聞きして廃屋ですよということでしたら、そういう現場を見に行つて課税特例を外すかという、今のところの状況です。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） わかりました。ことしの9月、これから臨時国会が開かれるんですけども、そこに空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが提出される予定です。また、この法律が施行されたら、引き続き質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

私の一般質問をこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時14分 休憩

〔3番下崎弘通議長席に着く〕

12時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（下崎弘通君） 再開します。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

○副議長（下崎弘通君）

それでは、6番湊谷議員の一般質問を許可します。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私、通告しておりましたのが、町長の政治姿勢についてということでございます。3点ほどお伺いしたいと思います。

まず最初に、諸報告についてということで、ひとつお伺いしたいと思います。

12番議員の質問にもあったように、私も町長の諸報告の中で、次に新病院建設関係ですということから始まりまして、現在建設資材の高騰や建設業の人手不足云々と書いております。今後は、事業の見直しを図るなど、財政運営を慎重に行いながら実現したいと考えておりますと、こういうふうに諸報告で述べられています。それは新聞、熊野新聞、私は熊野新聞をとっておるんですけど熊野新聞にも掲載されておりました。そういう中で読んだ人は、病院の事業は今後また見直されるのかなという、そういうふうにとった人も多くて、私にも病院事業は見直すか、それとももうせんのかと、新しい病院建てかえんのかというふうなお尋ねもありました。このことについて、町長はこの事業の見直しを図るという意味を、ひとつもう少し詳しく述べていただきたいと思いますが、どういうことかということです。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 見直すというのは、前回12番議員の答弁の総務課長が言うてたように、つくれる方法、病院が今幾らの価格がかかるという中で、ほかの事業もどうやれば並行してできるのか、それともそれが大きく見直しながらやるのかと。ただ、病院を優先的につくるということを目的にどういう事業をどうやっていくか、また補助金の活用とかいろいろな面を苦慮しながらやっていくということで、大きく見直すというか、できる方法としての方向性というも

のをそこに見出していかなければならないんで、事業の見直しとかいろいろ、総務課長も答弁しましたように、全面的にそれをやめるとかやめんじゃなしに、いろいろな補助事業が補助対象になってきたときには対応できるような考え方も含めて、今の事業を中止というんでじゃなくて、見直しながら今後も進めてまいりたいということでございます。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、病院の事業計画を見直すということではないんですね。今後、町長にとって町長が予定されている事業というのは、色川小・中学校、産地水産業、クリーンセンター建設、津波避難タワー、簡易水道統合、ここに書かれてありますけど、このことと、ほかに消防署の移転という問題も出てくるでしょうね、ここ10年の間には。こういう事業を見直していくと、事業年度を見直していくという意味で事業の見直しを図るという表現をされたんでしょうね。その点についてどうですか、町長。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 年度をずらしていくとか、そういう中で財政的なやりくりができるような方法を考えればと思っております。

病院の全体的な考え方を変えるというわけじゃなくて、基本的には、今の病院の基本構想を踏まえたような形で病院建設もやっていきたいと、そういうふうに考えております。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 病院は、特別委員会にも以前から示されてあるとおり、概算の概算という話ですが、63億円程度で病院建設を進めていくと。それについての工程表も示されてますね。今年度中に詳細設計も終わり、確認申請も今年度中に提出すると。確認申請は、確認がおりてくるのはいつになるかわかりませんが、県ですんでね。27年度中には着手するということでしょうね。その工程表というのはいらっしゃるんですけど、きのうもらいましたね。それは変更になってないということですね。63億円程度だと、工程表に従って粛々と病院建設を進めていくということでしょうね、町長。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 63億円というんですか、そういう金額の中で進めていく中では、ほかの事業が中止というわけじゃないですけども、後へずらしていくとか、いろいろ方法を考えながら病院建設を目指していきたいということでございます。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） ここにも書いてあるとおり、病院建設事業は63億円程度だと、工程表どおり進めていくということですね。じゃあ、あとの事業については、財政状況を見ながら財政健全化を考えながら計画的に進めていくという、そういう理解でよろしいんでしょうね。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのような方向で進めていきたいと思っております。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 財政がそんなに厳しくないという、例えば色川小学校、厳しくないという状

況のもとで、もう来年から建てかえていくんでしょ。ことし予算では、解体工事と、そしてプレハブの校舎の借上料なんか議決してあると思うんですね、予算化してあると思うんで、もうそのまま進んでいかれるおつもりですかね。このことについても、事業全般についても見直すという考え方で、町長は今そういう考え方を持っているということでしょうね。それについてはどうですか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのとおりでございます。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、町長のお考えはわかりましたけど、やはりよく町長は新聞記者のインタビューを受けているんなことを言われてある。この病院建設についても、以前に、今1万500平米、それを1万平米とって1万平米になったんかということで、担当のほうに早速お伺いしたこともあります。また、井関とか市野々に建てておる町営住宅についても被災住宅やと、被災住宅を完成させましたというようなお話も載せてあったと、あれは町営住宅ですね。だから、やはりきちっと皆さんに誤解のないようにとられるように、これから肝心なことはそういうふうにおっしゃっていただきたいし、新聞に載せるんであればそれが問題になってきますんで、皆さん新聞見たら、あっ、今度は1万平米の病院になったんかと、1万500というのを知っている人はそういうふうにも誤解しますんで、ひとつこれから気つけてください。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、1万平米ということで担当のほうに言って、結果的に1万500だったということでございます。

あと町営住宅にしてみても、まずはあれは被災者としての目的でつくるために、補助金も2分の1のところを3分の2をいただければということの目的でつくったわけでございます。ただ、町営住宅としての入居者がいない場合は、一般として募集できるような形でやっております。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 言葉尻を拾うようですが、その1万平米という町長が新病院についての説明をした時点が、もう1万500平米ということで図面もあったんですよ。また、特別委員会で出された図面が1万500平米になってあったんです。だから、そのとき私も、また1万平米に縮小したんかなというような形で、そういう受けとり方したんですよ。だから聞いたんですよ、浪花君に1万平米になったんですかと。町長、うそを言う気で言ってるのと違うと思いませんけど、やはりちゃんと正確に言ってもらわないと。

被災住宅と町営住宅と違いますよ。被災住宅ならば、被災者しか入れませんよ、一般の町民は。だから、違うんでしょ。9戸か10戸か忘れましたが、後から一般公募したんでしょ。町営住宅なんですよ。一般公募して、災害と関係ない方に入ってもらってるんでしょ、今あいたとこへ。そういうことがありますんで、やっぱり町営住宅と被災住宅は違うという認識のもとで、やっぱり説明なり、そういうことをしていただきたいと思えますわ。違うんですよ、



被災住宅と町営住宅は。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 町営住宅として建てましたけれども、被災者住宅としての目的を持って、補助率を県のほうから4分の1いただいたという経緯がございます。そういう中で、当然町営住宅であれば2分の1の補助しか出ないところを……。3分の2やったかな、6分の1。県から6分の1いただいて、3分の2ということに補助率を上げていただきました。そういうこと……。4分の3か、3分の2やね。

そういう、当然被災者の救済事業としてやっていなければ、当然2分の1の補助でしか賄えなかったのを、そういう目的を持って県のほうで御支援していただいたということでございます。名目は町営住宅でありましても、つくるときには被災者を救済するという意味での住宅ということでやっております。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それはまたおかしなくあいですね。県のほうで被災住宅として申請して、うちのほうでは町営住宅やと。目的外使用をして補助金をいただくことができるんですかね。私ら建設常任委員会で、あれは被災住宅やないと、町営住宅やという説明を担当からずっといただいていますよ。だから一般の人も入れるんやと、そういう認識ですよ。被災住宅であっても一般の人も入れるんですね。じゃこの際、ほかのこの古くなったこの被災住宅やて建てたらよかったですね。あのときの建設常任委員会の議論では、初めは少ないに見積もってききたね。こんだけで被災者の希望を満たせるんかという議論の中で戸数を多くしたと。だけど、町営住宅やないとぐあい悪いということで、町営住宅にしたんと違いますか、建設課長。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

公営住宅法に基づく町営住宅で建設させていただきまして、募集に当たりましては被災者優先という形をとらせていただきましたので、県からの補助金もいただいております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 課長、そらおかしいですよ。火事も含めてですけど、災害に遭った人は、町営住宅であったとしても、その人たちを優先的に、そこへ住宅を使用させなければいけないという、条例で載ってるでしようが、そんなことでなしに。どの町営住宅も、火事で焼け出された人も含めて、被災者を優先的に提供しないといかんということで公営住宅法で載ってあるでしようが。だから、そういう説明は通りませんよ。素人にしてると違いますよ。こんな話をするのに、ここで時間とるのもおかしなもんですから、この辺でとどめておきますけど、そうなんですよ、課長。

そして次、グリーンピア南紀の今後についてということで、どうするんかということでひとつお伺いしたい。

私、去年の12月議会でも、町長にお尋ねしたと。そういう中で、太地町長と個人的に利活用

について話をしているという答弁があったと思うんですよ。あれから大方1年ですんで、どうい話をされてるんですか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 太地町長とは、その辺についてもいろいろ話をしております。最近では、公式と言やあ公式なんか、非公式っていうんですか、太地とうちのほうの両町に購入したいというオファーがありました。下見に来るとのことだったんですけども、いつやったかな、あれは、ちょっと日にちは覚えてないんですけども、6月か7月ぐらいだったと思うんですけども、そういうことで、その後来ていません。それは、会社としたらリゾート的などこの会社だったということだったと思うんですけども、そういうふうにして、個別にいろいろこう言うているときにそういうことがあるわけなんですけれども、太地町ともその辺について、見に来てもらえるんだったら見てもらってどういう判断するかというような、そのときに考えましょかということだったんですけども、今のところ返答がありませんので、その件については流れてしまっているのかなと思っております。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 6月か7月ごろ、そういう話があったと。このことについては、担当にも知らせてあるんですよ。やはり大事なことで、町長はしょっちゅう太地町長とお会いしていろんな話をされてるとは思いますが、やっぱり担当のほうにも、担当間でも事務的なこともあるでしょうが、そういうことの話し合いは、一月に一遍とは言いませんけど、何カ月に一遍か持って、進捗状況も含めて書類になるようにつくっていただかないと何にも残らんですよ、話だけだったら。

そして、これは来年の7月31日で、年金基金との利活用計画の特約つきの利活用契約等も含めて、賃貸借じゃなしに何言うんですかね、年金運用基金から買ったときの特約つきで買ったんですね、その期限は切れるんですね、7月31日に。その後どうされるつもりか。ことしは6月か7月ごろ、太地のほうから話があって、そういう話だったんだと思いますけど、来年からどんなにするつもりか、7月31日以降、どうなさるつもりか、ひとつお聞かせ願いたい。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） グリーンピアの利活用につきましては、議員おっしゃられるとおり、27年7月末で厚生労働省の譲渡禁止の制約がなくなります。県からも、具体的ではないんですけども、町長が先ほど申し上げましたが、問い合わせ等がありまして、またほかにも数件問い合わせがございます。来年のことでするので、利活用についてはもう検討すべき時期にあると考えております。しかし、具体的なお話というのは特にございません。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、もう来年7月31日でもってこの契約が切れるんですから、もうあとは私の理解ですが、あとは野となれ山となれと、あと誰に売っても構わんと、単なる不動産として所有してても構わんと、また自分で何か利活用があれば、その利活用計画に基づかない開発なり整備もこれからできますね。どうなさるつもりで、町長はどんな考え持っております

か。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その縛りが解ければ、いろいろな方向からその開発も可能になるかと思  
います。また、売買も可能になるかと思えます。そういう面で今いろいろな事業をするに当  
たっては、厚生労働省の承諾を得ながらしているわけですので、その辺、その条件が  
解ければいろいろなところのオファーがあれば、それを吟味しながら地域にとって、勝浦の町  
の財産として活用できるような方向性で開発できればと思っております。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） もう悠長な話じゃないんですよ。来年度予算編成するときにある程度の考  
え方でもってやらんと、7月31日に、今臨時で雇用してある3人を解雇するんか、それとも続  
いてその人たちに働いてもらうんかということもあるでしょうが。だから、来年になって考え  
たんでは遅いんですよ、もうことしから考えんと。今、ことしは何にも考えてないというこ  
とですが、それは考えてもらわんと、その方たちも不安でしょうが。このまま雇用を続けてくれ  
るんか、それとも来年の7月31日をもって解雇されるんか。臨時職ですんで仕事もないよう  
になったら簡単に解雇できるでしょう。

今からだ、また原野に戻すんか、それとも開発会社を今までどおり、ああいうふうにし  
きれいに管理して、開発会社を募集する努力をするんか、開発してくれるところを探すんか、それ  
とも単なる不動産として一括して売り払うんか、それとも原野に戻すんかと、いろいろ方法あ  
ると思うんです。だから、ああいうグリーンピアを購入した自治体も、元の原野に戻している  
ところもあるでしょう、何か所も。この7月31日以降、やはりどうするかもう早急に考えていた  
だかんと、方向性だけでも。

さきの話じゃないけど、太地町の町長とも話してるということですが、7月31日以降も太地  
町と一緒にこの整備について考えていくんかと、そのことも含めて町長は今どうい  
うふうにお考えか、お聞かせ願いたい。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、今は検討しております。原野に戻せば管理費の面から費用が少なく  
済むということも含めて言うてるところですけど、結論には至っておりません。来年度以降の、  
7月以降ですけども、太地町ともやはり歩調をとっていくというのが原則としてやっていこう  
かなと、そのように考えております。

何分勝浦の領域分というのは山林とか、そういう地形なんで、それで太地のとこの開発がど  
ういうふうにというのがあるんですけども、太地のほうもいろいろと先端医療の何かをするよ  
うな感じのオファーもあったみたいですけども、その辺どういう形でうちのほうも利用でき  
るんかとか、そういうところも今後は太地と協同的な形でも進めれるところは進めていければ  
と。

ただ、今その先何もしないんであればどうするかということについては、今検討して、原野  
で置く部分、最少必要限の管理部門というような形とるんか、その辺は今検討しているところ

でございます。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 検討してるんですね、間違いなく。それじゃ、こういうことも検討の一つに入れておいていただきたいと思いますわ。あそこは、以前にも言ったように、春になると、今ソメイヨシノが散った後ですけど、ボタンザクラが満開になっていいとこなんです、ウオーキングするのに。今は、私もことしの4月何日か、4月に入ってからですけど、見に行ってきたんですけど、ウオーキング、入るなって書いてますわ、入るなど。だけど、入りましたけど。せっかく、あんだけの公園をこれからも入るなというて書いて、管理していくんですか。そんなことないでしょう。原野に戻すといっても、ホテル棟なんかも皆壊さんといかんから、国立公園内やから。あのままになって原野というわけにもいかまいと思うんです、多額の費用がかかる。どういうふうに、知恵を絞って、あそこを管理していくのか知りませんが。

だから、整備する開発会社があらわれるまで住民に開放したらどうですか。1,900万円ぐらいのあの管理費要ってるんですね。それでもって公園としてみんなに開放すると、太地町のほうは野球もしてるでしょうが、開放して。野球もさせてるんでしょ。うちのほうは、もうこっから行ったらあかんよというて綱張ってるんでしょ。そういうことをしないで、国交省に貸したんですから、あれが工事が終わるまで貸さないといけないと思いますけど、それが終わったら、これはどうですか、太地町は、そら一緒になって開発していくんだというのはわかりますけど、太地町は太地町であそこ貸してるんでしょ。いろいろ利活用させているんでしょ、いろんな団体に。だから、我々のとこも町民、太地町民も含めてどうですかね。公園として、ひとつ開放したらどうですか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今議員指摘のように、国土交通省が今道路建設の工事用として利用しておりますので、その辺ではなかなか危険地帯に入ってますので開放というのは難しいかもわかりませんが、工事が終わって、こちらに用地の使用が解ければ、ソメイヨシノから、あそこは山桜からいろいろな桜の木、今工事用で造成したところもありますし、そういうところがどのような形になっているかというのを見ながら、公園として使えるような部分については、今後はそういう形でも管理の方法も考えていきたいと思います。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それで、以前にあそこを開発するについて、与根河池の、どこに帰属するんなど、所有権はどこにあるんなどということでもめましたね、区長と。私どもの委員会に引地暎治さんという方から陳情書が参って、あそこは私とこのもんやということで、いろいろ私も審査しました。そこでは、法務局も行って調べてきたんですが、市屋中というてなってるんですね、市屋中と。那智勝浦町となっていないんです、その名義は市屋中で。だけど、太田村と下里町と那智勝浦町が那智勝浦町に吸収合併しましたね、太田村を。そのときのいきさつで、あそこも含めて那智勝浦町の所有物やということになったと思うんですけど。それが一つの根拠として那智勝浦町のもんやということで、町側が主張してあると。だけど、法務局の登

記では市屋中と、市屋中ということは市屋の皆さんのものやでということでしょうね、中というのは、よくそういう表現使うらしいですけど。

どうですかね、もう一応話し合いしたらどうですかという、私の質疑の中で町長はそんな必要ないようなこと言ってました。これを開発するのであれば、原野に戻すのと違うんでしょ、開発することも視野に置いてあるんでしょ。それだったら、またもめますんで。この際、どこに所有権がある、どこに所有権が帰属するのかということも含めて話し合いしたらどうですか。じゃないと、そういう企業が出てきた、またああいう訴訟が起こったら、またとまってしまう、事業の進行がおくれてしまうということもありますから。また、もめたあるところに来る人は、進出するとこなんかありませんよ、今から。そこらあたり整理したらどうですか、町長。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 町有地という姿勢で、那智勝浦町としては考え方を進めております。そういう中で、あえて市屋のほうに町有地だから移転の話ということは、今のところ持ってませんけれども、行く行くはその辺も解決の方向というんですか、ことはしなくてはいけないかもわかりませんが、現実的には那智勝浦町所有という概念の中で与根河池を管理しているところで、あとは水利権の問題については地域の問題として、一番強い権利として持たれておりますので、その辺のことも考えながら、市屋とは今後はやっていかなければいけないし、また下里地域についても奥池の件もありますので、その水利権の問題も解決つけていけなければいけないかなとは思っております。

早急にという、こちらから違う、そうというような提起していくこと自体が、うちの所有物であるというのに、これうちのやさか、あんたとこ登記上はこんなになったあるけどと言うていうのは、今後登記上の問題だけでいうといたら市屋区のもんなんかてなってしまうんで、過去の慣例上、那智勝浦町が合併当初以来、那智勝浦町の管理物という形で進めてきてますので、その辺を踏襲しながら今度機会があれば、またそういうところも話し合いできる余地をつくっていければと思います。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今、建設常任委員会で狗子ノ川地内の寺前線の帰属というんですか、町道廃止ということで今付託されて審査しておりますがね。あれも那智勝浦町のもんになってない、そこ、町道として認定してあるにもかかわらず。だけど、町は、あれ、あんたの言うとおりの、あんたのもんやねということで、町道を廃止する議案出してきたんでしょ。同じなんですよ。あれは市屋中というて書いてある。市屋に戻したらどうですか。何も町道認定もしてませんよ。あそこの池は俺とこやという、そんな文書ありませんよ、町のやという文書ありませんよ、こういう正式な。どうですか、町長。

市屋区が今どうか知りませんよ、区長もかわってますし、住民の考え方も変わってあると思うんで。登記簿どおりあげたらどうですか、市屋区に、市屋中に、市屋の人たちに。そのかわり、市屋の人たちがあそこの管理せんといかんですよ。今回、県営ため池ということでやって

まず、うちも分担金を納めてあって、受益者分担で下里の水利組合と市屋区が納めてあるんでしょ、分担金を。今度は、あそこの与根河池が何かあったときは、その修繕をするにしても、何するにしても、自分が主体的にやらんといかんということになりますんで。もう今はチャンスなんですよ。来年7月31日をもって終わるけど、そのまま、またあそこを開発してくれるところがあったら開発してもらおうと、観光目的か福祉目的か知りませんが、太地は福祉目的と言ってます、知りませんが。やってもらいましょう、そういう募集もかけるんでしょ。そうしたら、そこらあたしもあらけとかんと、きれいにしておかんと進出企業なんかありませんよ。全国的な問題になったんですから皆知ってますよ、そのぐらいのこと。どうでしょうかね、町長。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ため池自身は、町で管理していくのが妥当性があるかなということで、その辺は町有地として。今後もグリーンピアの売買の経過に至るようなことがあっても、その部分については町有地として残しておくのが一番妥当かなと思います。そういう面では、市屋と話しするということですか、そらその書きつけてある登記の部分での、その話し合いというものは今後進めていかなければならないかと思えますけれども、今のところスタンスとしては、町有地としての管理をやっていくということで、グリーンピアも含めてそういう形で、今後開発会社なりに売買するようなどがあれば、その与根河池をつけてどうのこうのというようなことのないように町で管理していきたいと思っております。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町で管理できないから県営ため池というような名前つけて、事業の名前つけて県に管理してもらってんでしょ、修繕してもらってんでしょ。違うんですか、県工事ですよ、あれ。

あのね、町長、やはり、あなた町会議員のときは、臭い物にふたをするというような姿勢はだめですよというて、そんなことばかり言うてたんと違いますか。やはり、町長が先立って解決してこいという話も聞きましたよ。だから、今回もその先でもって何かあった場合は、そのまた所有権についてまた議論があって、事業が進まないということもあり得るかもわかりませんので、そこらあたしも含めて、あれがあったんでとまったんでしょ、ボアオの事業も。だから、そういうことがあってはいけないので、今からその所有権の整理をしといたほうがいいんと違いますかと言った。ほっといたら、また、ああいうことになりますよ、何かあったら。どうでしょうかね、町長、総務課長でも。

町長はもうないんですね、あそこの話し合いをするという気ないんですね。何かあったときは、そのときに何かあって、整備計画なり何かあって、そのとき、ああいうことで以前と同じようにもめたら、そのとき話し合いしたらええわと、そういう考えなんですね。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） まず、前段の県有のため池というあれは、県はこの間の説明受けたのは、国の補助事業でやっていく上で、町有というんか、一般自治体のダムを含めて規模的なサ

イズで県が整備、危険なあれ県下で何千ぐらいため池あるて言うたか、ちょっと忘れましてけれど、そういう中で県が主体になって整備をするということの中で、県有ため池というふうな名称でやってくれているところです。

今後、それどうするかという、その問題が発生したときにしか、相手との交渉はしないのかというよりも、その前のときにでも話す機会というんですか、そのタイミングというのがあれば、いろいろ機会を通じて、登記の件の話し合いというのもやっていきたいと思えますけど、今のところ、しいて相手方に提起していくというのは、形式的には今のところ難しいかなと。そういうことで、今後は機会があれば、そういう話もできましようけど、今のところちょっと難しいと私は考えております。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 平行線をたどってますけど、やはり何をするにしても火中のくり拾わんと、何も前へ進みませんよ、火中のくりを拾わんと。なあなあでは何も解決しません。そこの所有権の問題については、恐らく市屋区の方は私とこのやと思てあるし、町は町の所有物やと思てあるし、そういう認識のもとで進んでいくんでしょうね、話し合いもせん。尖閣とは違いますんでね。領土問題とは違いますよ。

それから、同じことばかり言うてもしょうがありませんので、次にニュータウン勝浦区の汚水処理施設の関係について、町移管の申し出がありましたね。私、ここへ持ってますが、3回ほど町移管の話があった。

まず、平成22年8月30日にこの管理会社の顧問弁護士と、そして代表取締役あるいは取締役とこの3人でもって、当時の課長田原忠幸君、副課長上地清隆君とが会って話をした。このてんまつについてもここに書いてあります。2人ともちょっと強い調子で、この申し出については拒否の方向で答弁してあったと答えてある。

次に、23年にニュータウン勝浦区汚水処理場移管推進協議会委員長峰さんという方から要望書が提出されてある。この峰さんとも話したことありませんので、話しときやよかったですけど。このことについては、町はどんな受け答えしてあるかということは書かれてない。

それから、今年3月31日に管理会社のニュー勝浦団地サービス林さんという方と弁護士の曾我さん、ニュータウンの区長の安藤さん、それでさっき言いました峰さんと、この4人の方が町長とお会いしてある。これは細かく、そこの議事録みたいなものを書いてあります。報告書、どこへ報告したんか知りませんが、恐らく区民に回したんでしょうね。書いてあります。

町長も検討するとは言いながら、合併処理浄化槽にかえてたらどうなとか、いろんな変なこと言ってます。あそこ公共下水道みたいなことをしてますんでね。何億円も要るとか、ようけ金要るんやというようなことも書いてあります。

那智の郷の処理施設、これは同じ田原忠幸さんが水道課長のとき移管したと思うんですよ、町へ移管したと思うんです。そのときの話で、私はあのとき建設常任委員長だったと思うんです。あのとき、これはニュータウン勝浦もこういう話を聞くと、同じような話を聞くと、だけ

ど那智の郷の污水处理施設を引き取るということであれば、これはニュータウンも申し出が来たとき、こらやはり考えていかなあかんと、とらざるを得んと。行政の公平性というのがありますんで、あそこは120戸ぐらいしかないからとったと、こっちは300以上、400近い戸数があるんでとらんとというわけにはいかんでしょうが。同じように造成した団地です。そういう話をしたんですが。やはり、こういう問題が出てきたと。合併処理浄化槽でしたら安くつくんやとか何じゃかんじゃ、300戸やったら40万円としたら1億2,000万円ぐらいで済むんやとかなんとかという話を町長もしてますけど。勘違いしてもろうたら困る。あそこは公共下水道がある、下水施設が、公共やないけど、私的な下水道施設がある。それへ皆流すということの前提の中で、皆さん土地を購入してあるんですから。同じ宇久井でも私の住んでるところとは違うんですよ。これについてどうですか、町長。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員御質問のニュータウン勝浦につきましては、昭和60年5月20日に大規模開発の事業の協議を行い、昭和62年1月12日に本申請を受けて、県のほうへ経由進達しております。昭和62年1月29日付で町と協定書を結んでおります。その後、工事完了後の平成8年10月21日に数量の適正化を図るため、再度協定書の変更を締結しております。協定書の内容につきましては、道路及び公園の無償譲渡でございます。道路内の浄化施設、浄化槽の管渠とかマンホールは除くとの変更、協定の中に記載がございます。

通常、都市計画法に基づく開発行為の宅地造成につきましては、申請者から公共施設を町へ移管する場合につきましては、事前に協定書を締結させていただきまして、そしてそのときに約束をするという方法をとっておりますので、今回、ニュータウン勝浦につきましては、道路、公園のみの無償譲渡という協定書を締結しております。

経緯は以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） その締結した会社はもう倒産したんでしょう。何の意味もないですよ、それは。住民がかかわりのないことなんですよ。何を言ってるんですか。倒産してあるんですよ、相手方は。相手が倒産したところの協定書でもって、今後云々しても始まらないでしょうが、相手方ないんやから、実態が。

ここもこのサービス管理会社は、一緒に倒産するんかなと思ったら、管理会社はまだ細々とやってます。この管理会社が倒産したらどんなになるんですか。蜂伏だって新宮市にとってあるんでしょう、施設を。蜂伏よりニュータウンは大きいですよ、区画は。それを、町長、今後は合併処理浄化槽をつくってもろうたらええというような、そんな単純な話と違うでしょう。

今の管理上の管理に要する経費がプラスだという話も聞きますんで、まだ。赤字になってないという話も聞きます。

ここでもそうでしょうが。この那智の郷の件ですけど、これは私もこれはおかしいなということ質問させてもろたんです、金額が合わんのですけど。歳入が436万6,150円と、積立金は



100万円積み立ててあるんです、100万円積み立ててある。聞きますとここも、その当時聞いたんです、田原課長に。施設についてはきちっと整備されてあるんやろなという話もしたんです、そのとき。そうしたら、課長もそれはしてますと、コンサルも入れて見てもらって、コンサルも指摘してもらって整備した上に、もう少し余計に整備してもらたというお話もいただきました、よく知ってある。

ちなみに、那智山の浄化センターはどんなんですか。そら、公債費1,900万円、2,000万円近い公債費が要ってますけど、そんだけ赤字なんです。一般会計繰入金金が3,227万5,661円、公債費は1,900万円、2,000万円、こんだけ要ってある。2,000万円引いたとこで1,200万円ぐらい赤字なんですから、そこは。ここも120戸ぐらいでしょ、だと思います。ここには、赤字たれ流しても知らん顔してる。

ニュータウン勝浦の汚水処理施設が引き取ったら、将来、億近い金が必要んやないかということで、また調べもしないで、どんなに資料を持ってこいと言うても持ってきますよという、こういう申し出もしてますわ、ここで。それには一個だにせんと、何にも資料もらってないんでしょう、今。知りませんが、詳しいこと知らんのですよ、私も。ただ、これをもって、おかしいなということで、きょう質問させてもらった。

もう一回やってもいいんですよ、私、聞いてきて、この関係者に。だけど、これだけで、おかしいんです。どうですか、町長、合併処理浄化槽で対応してくれ、そんな話ないでしょう、管渠も入れてあるのに、どうですか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、コストの面ではそういうほうが安くつくと言いました。当然、下水道処理で施設をつくると、代替地から含めて町の負担になるということが、片方で那智山の下水道が赤字のたれ流しということを言われて、次にまた多く、それよりもあそこ800世帯という区画面積を持っていますので、800という下水道処理をやると、今住んでるのは350世帯だから350の下水施設というわけにもいかない。最大値の面積の区画である、私、昔聞いたところはあそこ800区画ということを知っていますので、そういう施設をつくっていくというのは、町の財政にしては物すごい負担になると、そういうことからして今のところ、黒字赤字という処理場の運営の問題じゃなくて、これからそれ以上の負担というものは、どういう試算になるか我々もその辺はやっておりませんが、どこの自治体の下水道も、ああいう規模ぐらいになると億の負担を強いられているということは、全国的に下水道管理やっているところでは話を聞きますので、当然800世帯分ということになるとそれぐらいの負担と、そこにまたさらに赤字を持ってきてということは、なかなか私としても決断はできないというところでございます。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 将来、あそこの管理会社はいつまで続くのかわかりませんよ、親会社ないんですから。そしたら、倒産したと仮定します。そしたら、あそこを管理する者誰もなくなったら、あの川へそのまま浄化せんと流してくるんですよ。そんなこと考えられないでしょう、

町は、どうですか。これでも那智山は赤字や赤字やいいますけど、那智山の使用料は、あそこは大きな店もありますよ、同じ120戸でも違いますよ、那智の郷と。那智の郷の使用料は418万円、那智の郷。こっちが279万円なんです。おかしいで、安いんですよ、那智山は、赤字なのに。これもやっぱり是正せんといかんですよ、これは。これ余計な話ですけど、こういう中でわかってきたんです。あそこは大きな店もありますよ、お寺さんもある、お宮もあると、大きな施設もある中で使用料が安い、赤字でありながら。これやっぱり考えていかんといかん問題ですよ、ここんとこも、行政の公平性という観点からすれば。

それで、そらそっちのほうが安いから、そっちをせえというわけにいかんでしょうが、もう。全部あそこには下水道管が入ってある。それへ分担金は要るにしても、それへ突っ込んだら、そのまま浄化してある、何にも要らん。合併処理浄化槽といえども、そら設置者がきちつと管理してもらったらきれいでしょうが。だけど、これほどきれいになりませんよ。管理せんのもおりますんで、中には。私の知ってるのなんか、もう2年も3年もくみ取りしたことないよという人もおるんですから、実際問題。そんな浄化して、それでも合併処理浄化槽なんですから。

やはり、環境問題を考えると公共下水道が一番なんです。これは、公共下水道とは言えませんが。この那智勝浦町も含めて和歌山県もおくれている、ほかのどこへ行ってみなさいよ。長野県なんか皆公共下水道できてあるでしょう。それは行政の責務なんですよ、上水道と下水道というのは。だけど、我々のところが立ち上げが遅かったから、だから財政が逼迫してきて、こういうことに手をつけられなくなったというだけのことと違いますか。環境問題を考えると公共下水道をつくるのがベストなんです。だけど、我々那智勝浦町、新宮市もそうですけども、下水道、そんな余裕がないという、財政的に余裕がないということで苦肉の策で合併処理。合併処理浄化槽がないときは、農村の集落排水とかなんとかというのがあったでしょうが。農村であってもそういうことをしたんです。環境問題を考えると、やはり合併処理浄化槽なんかという考え方は、町長、何十年もおくれていますよ、どうですか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そういう観点からいいますと、環境問題からいいますと、そらお金を突っ込んで、予算を突っ込んで、どんなことしてもやればいいかもわかりませんが、なかなかそういうところ。先ほど財政の問題も言われてたように、今うちとしては、なかなかそこまで余裕が回っていかないというところがありますので、そら今後は国の方針なり、いろいろな形で実行できる段階が来るんかどうかはわかりませんが、今のところ我々としては大きく転換するようなことにはなかなか、財政の問題からして難しいかなと思います。確かに環境でいえばそうかもわかりませんが、それには伴う費用が、なかなか捻出できないというのが現実的であります。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 公共下水道をつくれと言ってるんじゃないよ。ここのニュータウン勝浦の処理施設を引き取ったからといって、すぐに多額のお金が必要ということではないでし

ようが。聞きましたか、これのどういうふう運営しているか、財政状況、聞きましたか。聞く耳、こん中にひとつもないんですよ。町長は一方的にしゃべくってある、向こうの人にほとんどしゃべらせてない。

そら、長い先に、何十年か先に、あそこを更新せんといかんというような時期も来るかもしれませんが、当面は、収支はバランスとれてある。私知りませんよ、ひよっとしたら那智の郷の処理施設みたいに100万円も貯金できるかもわかりませんよ。どのぐらいの使用料でやってるんか知りませんがね。那智の郷より使用料が安かった場合は、そら住民もこれを望んでますんで、これだけの処理料、立米当たりの使用料をもらわんといけませんよという話ではできると思うんです、今だったら。だけど、倒産してからだったらそんな話なんかできませんよ。当面は、費用は要らないと、そら知りませんよ。私、死んでからどうなこうなと言われても知りませんが、当面は要らないと、だけど将来はわからんと。だのに、将来の話をして合併処理浄化槽にしたほうが得なんやとか、町が、そんな話と違うでしょうが。

今、町長はそう言われますけど、今あそこは建蔽率70%とかなんかで建ててあるんでしょ。そこへ駐車場もつくってあると、合併処理浄化槽なんか設置する空き地なんかありませんよ、あるところもあるかしりませんが。下水道へ流すという、汚水は下水道へ流して下でもって集中的に浄化するというようなところなんですから、あそこは。そういったことで売り出してあるんですから。町長、もうひとつ前向きに検討すべきと違いますか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私の聞いたところでは、修繕するのに物すごくこう、あそこの処理場のあれが老朽化して難しくなってきたというの聞いております。

〔6番湊谷幸三君「誰に」と呼ぶ〕

最近。

〔6番湊谷幸三君「誰に」と呼ぶ〕

その業者です。業者というんか、水道課長、言わったん違うん。

〔水道課長藪根敏夫君「施設のにも期間がたっておりますんで」と呼ぶ〕

そういうような実態もありまして、なかなかすぐお金がかからないという運営、プラスと収支名目からいくと、私聞いたとき400万円ぐらいか何かの積立金か何か持ってあると言われてあったのかなと思うんやけども、その中の範囲で十分対応できるようなもんじゃないというのがあったので、そういう、すぐにそう、事業にかからなければならないというようなことが発生するんじゃないかなという懸念がありましたので、いろいろな方法論としては、合併処理でしたほうが300世帯で100万円投入しても3億円というような、仮にそういうほうがコストが安く上がるというようなことは言いましたけれども、それが全体的に賄うような施設とするんだったら、800世帯の処理場をつくらなければ、800世帯が建たないという保証があれば300でもいいんかもわかりませんが、区画がある以上はそういう施設をやっていくということになったら、近隣で800ぐらいのところの下水道を見ると十数億円以上の施設が要ってくるとい

うふうになれば、なかなか町の財政としては、検討はしていったとしても、なかなか実施しにくいというのが現状かと私は考えております。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 水道課長も町長も誰に聞いたんかわかりませんが。この弁護士は、冒頭にどんな資料でも提出しますと言うてある。だけど、あなたたちは、資料提出求めてないんですよ。やる気ないんですよ、初めから。那智の郷は受け取って、那智の郷だって後20年もしたらどうなるかわかりません。そら、ニュータウン勝浦だって20年もしたら、今は順調にやってますけど、わかりません。同じなんですよ。この那智山浄化センターでも20年もつかもたんかわからんでしょ、皆一緒なんですよ、一緒。だから、真剣になって受けとめんといかんのです。

今すぐ要りますか、お金が。維持管理費がそんなに膨大に要るんですか、要らんでしょう。今350戸、800戸あるというて400戸ぐらい建ててあるんでしょうね、だけどあと400戸ある。まあまあ町長が100万円言うたけど、そんな100万円もかかるはずがないけどね。どこへ流すんですか、その水を。今のニュータウンの側溝は雨水しか流さん。消防長もよく御存じやと思いますけど、その雨水はためて、あそこの防火水利にしてある。そんなどこへ流せませんよ、合併処理浄化槽というて簡単に言いますけど、側溝も含めてよく考えんと。あそこは下水道しかできんのです。下水道施設を利用せんならん。

だけど、あの会社は、開発公社がつくったもんならまだしも、県がつくったもんならまだしも、あそこは私企業がつくってある、本体は今言うたように倒産してある。協定書を結んだ相手は倒産してある。そういうところなんです、そら住民も心配してますよ。もちろん、ここの取締役というんですか社長林さんという方も心配してると思います、いつまでも続けていけるかどうかかわからんと。管理する者ないようになっていく、管理できん。だから、住民も含めて管理をひとつ、町へ移管して管理を町でやっていただきたいと、今のところお金要らんです、そういうことでしょうか。将来は十何億円も要る、そんな話と違うんでしょうが、修理しながらやったらいいんですよ。どうですか、町長、前向きに考えるつもりはありませんか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） これからの検討は考えていきますけれど、なかなか難しい部分というのは、私としても前向きにと言うと、言葉上が前向きにどれぐらいまでなと言われるんで、今のところは検討段階ということで回答させていただきたいと思います。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そいじゃ、町長、行政の公平性について、町長はどんなお考え持ってますか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 逆に聞きたいとこですけれども、全てがマイナスになった地点で、行政が全部持たんなんというふうになると、なかなかそれも難しいかと思います。そら財政的余裕がとか、いろいろな面で十分な町の資金運用的なものがあれば、なかなかそういうこともなし

に、俗に言う、不交付団体みたいなような自治体で余裕があれば、そういうことも前向きな検討もということは言えるでしょうけれども、なかなか今のところ、全体的なことを思っていくと難しいかなと。ただ、今後は、そうなった事態のときにはどうするんだということは、部署でも検討はしておきたいとは思いますが。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） いや、私の言うのは、行政の公平性というのは、那智の郷の将来、那智の郷であったとしても、120世帯の処理施設であったとしても、将来どんだけのお金かかるかわかりませんよ。だから、那智の郷は快く移管して受け取ったと、だけどニュータウン勝浦は多いんで、今で400ちょっとあると思いますが、セカンドハウスを入れたら、多いんで、また多額の金がかかると、だから受け取るのは難しいんやと、そんな話は通りませんわ。私は、何も、町長言うてるのはちょっと勘違いしとる。那智の郷は受け取って、ニュータウンは受け取るのにちゅうちょ、これ見たらもう後ろ向きもええとこですな、後ろ向きも。あかんよと言うてんのと等しい。そんなんでいいんですかと言ってる、公平性ということはどう考えてありますかと、それが一番難しいとこなんだ、行政の。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 那智の郷の件につきましては、中の島土地開発か何かのときに、8割方とか何割方のあそこの宅地の家を建てた場合に引き取るという協定か何かあるということで引き取ったと私聞いております。それでも、なかなか引き取るまでの間経過時間は長かったと思うんですけども、その田原課長のときにその辺のところの話が進んだんやないかなと、私どういういきさつなのかちょっとわかりませんが、そういう話を聞いたことがあるんで、那智の郷についてはいたし方ないかなと。

ただ、宇久井団地の件についても、最終的にはどんなになるかということ、財政の許す限りはどのような形でできるかということも考えなければいけないかもわかりませんが、今のところ現状のままを維持していただくより、ほかないかなと思います。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 財政の許す限りで、今一銭も要らんでしょう、あそこ引き取ったからといって。将来要るかもわからんという話でしょ。今要らんでしょう。プラスになってるかもしれませぬよ。要らんでしょう。今引き取ってもらえないかと言ってる。将来、何十年も先に引き取ってもらえませぬ。財政の許すというたら、先ほどの財政シミュレーションの話じゃありませんけど、そら10年や20年たっても余裕なんかありませんよ。余計悪うなったあるかいっても、今よりよくなりはしませんよ。こんだけ事業するんですから、幾ら見直しても。今は財政は悪くないんです、今は。将来知りませぬ。将来は悪くなるという話ですかね、総務課長の話では。私が聞いたところ、以前には悪くならんという話でしたが、180度こっからころっと変わってある。

今は、金要らんですよ。そこらあたしをよく考えていただきたい。もう幾ら答弁聞いても同じような答弁しか返ってきませんので答弁要りませぬけど、よくよく考えていただきたいと

思います。改選までまだ少し時間ありますので、また聞くかもわかりませんから、よくよく考えておいてください。

終わります。

○副議長（下崎弘通君） 6番湊谷議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時17分 休憩

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

14時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、1番左近議員の一般質問を許可します。

1番左近君。

○1番（左近 誠君） それでは、私の質問をさせていただきます。

4つのテーマについてお尋ねいたします。

まず最初に、わかりやすく表示する住居表示の制度についてお尋ねをいたします。

住居表示とは、住所をわかりやすく表示するため、昭和37年につくられた新しい制度を住居表示制度というわけです。今まで明治以降、住所は土地の所在をあらわす地番で表示されてきましたが、戦後の人口の膨張また高度成長、経済成長によって流通の発達、人口の拡散等が盛んになってくると、地番を用いた住所の表示方法ではさまざまな問題が発生し、市民の日常生活や行政、産業活動に大きな支障を来すようになりましたということなんです。

それで、住所がわかりづらいと救急車等の緊急車両がなかなか目的地に着けない。これは都会というんですか、ここの那智勝浦町ではどうかと思うんですけど、そういうことがあります。それと、宅配業者、郵便局等、住所を頼りに仕事をしている業者の業務能率が低下し、産業活動に障害が発生すると言われております。

また、訪問者が目的の家などを探すのに苦勞すると、例えば町で勝浦何番地ですけど、どこですかと聞かれたて、勝浦のどこかなと、わかりにくいとか、朝日なんですけど1200番地というたらどこなん、800番もあれば1200番代もあると、そういうことなんです。そやから、わかりやすく表示をするようにということなんですけど、町はこのことについてどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 住居表示につきましてのお尋ねでございます。

住所、居どころまたは事務所、事業所その他これらに類する施設の所在とする場所または住所を一定の方法に従って表示する制度で、先ほどおっしゃっていただきましたが、町をわかりやすくしたり、郵便物の配達をしたりすることを目的とした制度となつてございます。

本町におきましては、平成4年2月1日に勝浦字去来瀉、これは築地6丁目地区の事業を实

施いたしております。その後、特に要望等もございませんし、実施はされておられません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 例えば朝日で先ほど言いましたように、朝日ヶ丘ってあります、あそこは天満番地になったあるわけです。それと、例えば朝日でも今の踏切、金光さんてありますね、小坂の、あれから町立病院に通じる道、あれが桜道といいます。あそこから線路寄りに入ったところは、あれは天満番地なんです、それで800台です。それと800台というて天満番地の800台はどこにあるのかなというたら、線路を越えた今の北浜地区に所属してると思うんです。あそこも天満番地の800台なんです。同じ800台でも線路を越えた向こうとこっちというたら全然違いますわね。そういうことがありまして、わかりやすい、まず北浜区でもそうなんですけど、あそこは天満区の800台と、それと勝浦番地もあるんです、あそこ。といいますのは、北浜区も区画整理したんかな、あれで1丁目から4丁目まで今整理されてできてます。ところが、昔の日比医院がありますね、昔の日比医院、あれからちょっと山に入った、あのずっとオークワさんの裏まで、あの通りまでの入ったところは勝浦番地の300台かな、ということなんです。そやから、北浜区であっても3つの表示というんですか、北浜のどこやというたって北浜じゃない勝浦の300番地だと、片一方は天満の800台ということもあるんで、なるべくわかりやすいように住居表示はできないものかと。

先ほどに戻りますけど、朝日の朝日ヶ丘1200番台、あそこやったら一塊になったあるんですけど、天満番地なんです。そやから、あそこもやっぱりわかりやすい表示で朝日ヶ丘とか表示してもろて、何番地とかというてしてもろたら一番わかりやすいと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 本町におきましては、昭和20年から30年にかけて区画整理がまず行われました。この区画整理というものは、都市計画などで土地の区画整理や形状の変更、道路などの公共施設の変更または新設を行うものとなっております。その対象地域は、北浜、築地、朝日となっております。区画整理事業の適用外になったところが、今議員さんがおっしゃっていただきました朝日周辺の天満番地とか築地周辺の勝浦番地、それから北浜周辺においても勝浦と天満番地が残っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） これは、実際、先ほども言いましたように、昭和37年に制度ができたということで、表示番号、例えば戸籍変えるどうこうとかというより、表示番号だけでも、住所こよよというのをわかりやすくするためにも、そういうことは費用もかからんと思うんです。僕は、OBの人にちょっと聞いたんですけど、昔それ手がけたことがあるというんで、そんなにもお金もかからんはずやというようなことをちょっと言うておりました。どうでしょうか。そういうふうにはわかりやすくするためにも、やるというようなことはどうでしょう、できないで

すか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 住居表示につきましては、やはり人口の密集地、それから新たに宅地造成をされた新興住宅街というふうなことで、ある程度やっぱり規模も必要になってこようかと思えます。住民の方にも御理解をいただいて、住所の変更等もしていただく必要もございまして、周辺の方につきましても一部分だけじゃなしに、やはりある程度固まったものがなければならぬのかなと思っております。

今お話しがあった部分につきましては、当時の区画整理の適用外になったところで残ってしまったようなところになっているかなと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 今課長、同じこと言われてると思うんですけど。僕が言うのは、そうやって残ったところをもうちょっと何かの形で救われなにかというんです。例えば、先ほどの北浜区のこと、北浜区で勝浦番地のところもありますよと、築地区は区画整理されたんですね。だから、1丁目から8丁目まであるのかな、たしか。そういうのは築地区ももうできてあるわけです。神明、小坂というところ、あれは300台から400台だと思うんです。議長の住宅らでも勝浦400番台だと思うんです。というのは、勝浦でも広いんですね、昔は中ノ町とか神明とか小坂とかというたら、小坂というたらもう勝浦でも小坂というたら、ああ、あの辺の人やなとかですぐわかった、大勝浦というたら向こうでわかると、入舟、脇の谷というたらあの地区だというふうな、勝浦何番地と言われたて、実際尋ねるとわかりにくいんです。だから、僕は、表示はなるべくそういう形で、表示という形でできないもんなのかと言ってるわけです。もう一度お伺いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんのおっしゃる意味はよくわかります。私も役場へ入って当初、この番地はどこなんかなあということでもかなり苦労した経験もございまして。本町の住居表示なんですけども、やはり区画整理がまず行われて周辺がまず整理されたら、その状態の中で築地6丁目だけが大字勝浦1181、去来瀉ですかね、タンク町って言われてたところなんですけども。そのままであっても番地が飛んでいて、わからない状態であった。そのような中で救急等、緊急の場合とか郵便の混乱が生じてるということで、ある程度の規模がありましたので、周辺はもう区画整理されておりましたし、そこだけが残っていたような状態だったので、本町の場合、そこの住居表示をやらせていただきました。

ただ、この表示をやりますと、御存じかと思いますが、この住居表示によりまして住所の表示の住所と、それと土地台帳の台帳、従来の地番と2つの種類の管理をすることになりますので、便利なこともありますが、混乱を起こす可能性もございまして。やるとなれば、ある程度の塊で住民の方のメリットを考えてやっていきたいと考えております。

以上です。



○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 確かに、僕が言うように、わかりやすくなるというメリット、これは住所を早く正確に伝えられるとか、目的地が見つかりやすくなるとか、それと町のイメージアップが期待できるということも上がったあるんですけど、これ。

それと、これデメリットというのは確かに、これがされたらなれるまでに大分時間かかるということもあるというのは、よくわかるんです。というのは、私、今住んでます朝日、あそこは昔は僕が住んだあるときはたしか天満番地だったと思うんです。それ以後、朝日 3 丁目何番地になったんです。というのは、初めやっぱり郵便も天満番地で来ますわね、そういうのあったんです。今もうなれて朝日何丁目というてわかりやすいです。朝日の何丁目というたら、ああ、あそこですねと、道路を区切ってこう分けてあるから。そやけど、天満の何番地と言われたて、天満て広いからわからなんだんです。そういうことであって、区画整理もできたからできたということあるんですけど。そやから、区画整理が進んで、どうしてもこれ費用がかかって、区画整理ができないとなったら住居表示だけでも、これできると思うんです。費用もそんなにからんというの聞いてますけど、どうですかね、やってもええとか。

例えば、僕、これやろうと思ったら地元の人の説明会も開かなあかんと、これ労力は大変だというのはよくわかるんです。そやけど、やっぱり将来わかりやすいあれをしようと思たら、そういうこともやっていかなんだらできないと思うんですけど、どうですか、もう一度聞きます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ある程度固まった人口密集地ですとか、やはり新たな新興住宅地、ある程度の方のメリットがないとやりにくいのかなあと。今おっしゃっていただいているのは、朝日の話は区画整理して番地も住所も全く同じ状態なんです。ただ、築地の 6 丁目につきましては、土地の番地は勝浦 1181、住所は築地 6 丁目というふうな二重になっているような構図になります。だから、そういうふうなところを少しずつ直していったとしても、それが住民の皆さんの、まず御要望があるのかどうか、そこらあたりもまず確かめていかなければならないのかなと思っております。

先ほど朝日ヶ丘のお話出ましたけども、朝日ヶ丘につきましても、ちょっと番地を見てみたんですけども、割方順番に並んでますので、ですから郵便物の配達とか、そういうのに支障は来してないのかな。そのニュー勝浦団地についても割合大きな土地を分筆してますから、割合順番に並んでますので、それほど。ただ、その順番が入れ違いになっているような状態であれば、それはちゃんとしていかなんだらあかんのかなと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 僕、今、朝日ヶ丘のことをお話し出ましたんで、朝日ヶ丘というところは俗称、つい呼び名で言われるだけで、本当は朝日ヶ丘じゃなしに天満 1200 番地とかということでしょう。そやから、あそこを名前を朝日ヶ丘とかにするという形で、僕は表示を言うてるんです。

天満何番地やて、いまだたってもわからんです。それを言やる。そら、天満1220幾つの1番、2番、3番というのは、そらそうなたあるでしょうけど、ね。僕が言ってるのは、朝日ヶ丘ということで、ああ、あそこというのはすぐわかる。天満1223の41らいうたて、どこなっていうてわからんでしょ。それを僕は言ってる。

そやから、表示というのはそういうわかりやすくするために、そういうような一固まり、あれもせえ、これもせえというたら混乱すると思うんですけど、まず朝日のあそこだけでも名前を変えて表示名ですか、できないもんなのかと、それと桜道からの向こうの天満800台、北浜の800台と一緒になんです、同じ。そやからどっちやらわからんというんだけど、あそこの朝日の桜道の5丁目とか、桜道通りというような形でわかりやすい名前を表示、あれをつくれなもんかと言うてるんです。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 住民の皆さんの御要望があれば、こちらのほうも考えたいと思いますが。ただ、私どもがちょっと懸念されるのは、本町の場合は割合、区画整理でほとんどがなされてますので、それ以外のところで住居表示で違っているのは築地だけというふうな認識しております。それを周辺の部分も住居表示で変えてしまうと二重地番になるようなところが、ひょっとしたらここは二重地番かもしれんよみたいな話になってしまいますので、そこらあたりちょっと、やるとしたら一つの固まりをそういうふうな形でやらせていただきたい、そういうふうにご考慮しております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） もう一度聞きます。まあまあそれ大変難しいということ言われてるんですけど。もう一回言いますが、朝日の800台と北浜の800台と同じようなところにあつたらちょっと混乱も、同じ天満番地なんです、あれ北浜の800台と朝日の800台とやったら全然あれはないんです。同じ800台で線路を越えたところも同じ800台、そういうのはやっぱりあれやから、何とか改善できんかということ言ってるんです。

それと、宇久井地区のニュータウン勝浦ですか、先ほども話に出ておりました、あそこも狗子ノ川何番地と宇久井何番地とあるんです。そやから、郵便でニュー勝浦というふうなことが頭にあればわかりやすいんですけど、郵便でつい狗子ノ川何番地というたらどこやろねというようなことあると思うんです。そういうのはどうかなとも思うんですけど、どうでしょうか、それは。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ニュー勝浦団地のほうは、先ほどもお話しさせていただきましたが、宇久井番地のところと狗子ノ川番地のところがございまして。私も、ちょっと図面を確認したんですけども、先ほども申し上げましたが、割合順番に並んでいると、ですから住民の方はそれほど不便に思っていないのかなというふうな認識でございます。

ただ、住民の方から要望があつて、あそこはニュー勝浦1丁目1番地とかというふうなことをしたいということであれば、御要望が皆さんそうであれば、そしてまた住民の皆さんのメリ

ットがあるのであれば、あそこは割合固まっておりますので、そういうことも考えられるのかなということで考えております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） もう一度、ニュー勝浦団地のことちょっとお聞きしますが、あれは住所がたまにそういうの、普通何も書かんと出したらわかりにくいですけど、頭につけるといっても、あれは勝手につけても別にどうちゅうことはないんですね、郵便のあれでは。まあ、ちょっと愚問かも知れませんが。そういつてなるべくやったらニュー勝浦と書いて、そういうような表示できたら一番わかりやすいと思うんですけど、どうですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 郵便の際の住所の表記については、郵便局の関係になるかと思っております。ですから、私どもとしましては、住所は今あそこは特に住居表示もなされてませんので、土地の所在と住所とが一致する状態になっております。ですから、狗子ノ川、宇久井番地で、それだけであの場所が特定しにくいとか、新しい何か、新宮市なんかも旧の町の名前を復活させようというふうな意味合いで、その土地の大字名の変更をされてますけども、そういう意味合いから新しいイメージでということであれば、そういうことも考えられるのかもわかりません。ただ、今のところ要望としては上がっておりません。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 今、新宮市の話が出ましたが、あそこは徐福何番地とか、電柱とかあそこに巻いて住居表示というのをやっていますね。やっぱり、ああやってやったら、次こう歩いていったら、ああ、ここは徐福の何丁目何番地かなというのがよくわかると思います。うちの町も、なるべくやったらそういう電柱に、電柱はどうかと思うんですけど、一応そういう表示というんですか、かけたら地方から来た人でも、ああ、ここはどこだ、あれはどこだというときわかりやすいと思うんです。一応よく考えてほしいと思います。これからも、そのことについて前向きにちょっと、今の住居表示考えてください。よろしくお願いします。

それから、次に子供たちの生きる力を育む通学合宿についてお尋ねをいたします。

この通学合宿、地域で支える通学合宿と、応援しますと、これ千葉県教育振興部生涯学習課ですか、そこが力を入れてやられてるんですけど、そういう合宿というのに認識はどのように捉えておられますか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員は今千葉県のことでお尋ねでございます。

私ども那智勝浦町におきましても、平成16年、17年、18年と教育委員会主導で旧教育センター、あそこへ各小学校から募集させていただいて、実施させていただいております。3年間、国の補助等もあったんですが、その3年目の平成18年におきましては、宇久井がもう既に独立して宇久井地域で行い、そしてほかの地域が教育センターへ集まって、通学ですので朝の通学については、教育委員会のほうで各学校へお送りするというようなことをやらさせていただ

ております。

その後、平成19年は下里が育友会を中心になってやっていただきましたし、宇久井は宇久井のほうで、平成19、20、21年と続けてやっていただいております。そして、22年、23年はそういう通学合宿、町内どこもなかったんですが、平成24年に宇久井のほうからこれ「宇子支会」と、「宇子支会」というのは宇久井の宇と、子供の子、で支える、支援するの支、「宇子支会」というものがございまして、そこと育友会また婦人会、区の連合等々が、個人で6番議員も参加していただいておりますけども、地域で子供を育てる、通学合宿の趣旨に合った形でやろうということで再度立ち上げたんですが、25年はちょうどスポーツ少年団の県大会等と重なって中止、26年、ことしは台風直撃で、7月10日に予定しておったんですが、流れたということで、通学合宿やったところでもかなり評判のいい地域もございまして、宇久井については引き続きやっていただけるという方向で、今、那智勝浦は進んでおります。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） うちの町も力を入れてやっておられるということをお聞きして、大変感動してるわけです。それで、何泊、2泊3日とかいろいろあると思うんですけど、これ例えば合宿したとした場合、学校へ通っていくもんなんか、それとも金土日でやるもんなのか。それはどういう形でやられたんですか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 平成16、17、18、教育センターで行わせていただいたときには2泊3日で行わせていただきまして、学校へは教育委員会のほうの職員が子供たちを送り届けるという形をとらせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 例えば、このことによって、体験することによって子供たちが成長すると、いろいろ家庭でやってきたことと、そういう合宿でやっているいろいろ得たこと、いろいろあると思うんですけど、どういう声が寄せられましたか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 当時の資料をちょっと、よう探さずに来ておるんですが、千葉県も含めてほかのこの親御さんの感想等々、メリットといたしましてはかなりたくさん上げていただいております、今までお母さんのことで料理なんか見向きもしなかった子が、通学合宿の後お手伝いをするようになったとか、また今までよりも積極的にいろんな家事にも参加するようになったというようなメリットの報告は読ませてもらったことがございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） それと、2泊3日ということではありますが、お風呂はどうされましたか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 町でやらせていただいたときにはシーハウス、こちら築地にあるシーハウスのほうへ、各家庭のお風呂のもらい湯ではなくて、大きなお風呂へ行かさせていただいております。宇久井とか下里で実施させていただいたときには、近辺のおうちのお

風呂のもらい湯をさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 今、お風呂の場合はシーハウスのを利用したと、ほいでまた一般の家庭でも利用させてもらうということは、子供たちにとってはいろんなことが体験できたということで非常に、一生の中でも思い出になるということだと思います。

それで、これを実行するには大変、計画とかいろいろなことをやらなあかんエネルギーというんですか、要ると思うんですけど、どのようなことで計画とか立てられてやられたんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 当時、教育センターで、まず子供たちを寝泊まりさず教育センターの和室と洋間へ畳を敷いて、それで寝る場所の確保、お風呂についてはシーハウスがあるということで、あとは子供たちに何を体験さすか、またけがをさせてはいけないという、いろいろみんなで考えて、知恵を出し合いながら行動、これはあくまでも子供たちにやらせる。御飯の準備も自分たちにやらせるという部分がありましたので、火使う、包丁を使う等々も含めまして指導が、手を出さないように、けがをさせないようにしていったという部分の苦労はあったようであります。

また、ことし中止になりましたけども、「宇子支会」のほうにつきましても地域の、先ほど言いました区の連合、区長様方以下、青年団、婦人会、それから育友会はもちろんですけども、そこで綿密に子供たちに何をさせて、何を感じてほしいかということまで考えながら計画を立てていっております。ですから、ボランティアといいましょうか、子供たちを合宿体験させるに当たって、裏方のかなり人数、労力は要るものと認識しております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） この事業をやるということは、大変苦労が要るということだと思うんです、今語られまして。実際、通学合宿は主に小学校何年生から、これ大体4年生から6年生までということで、そのあたりですね。ということで一応、日常家でも余りなかなかしなかったことが団体生活で炊事、掃除、洗濯とか、そういうことも含めてやられるということなんです。これからどうなんですか、また続けていかれる予定というんですか、計画というんですか、ありますか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 先ほど申しましたように、全町募集で平成16、17、18、やらさせていただいて、そして下里と宇久井が独立してやっていただいたんですが、平成22年、23年は町内では全部なくなった。ただ、宇久井がまた子供たちのためにやろうということで「宇子支会」という組織をつくっていただいて、やっていただいております。教育委員会としてはオブザーバー的な立場で、それに参加、協力させていただきながら、この通学合宿を見守り、支えていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1番（左近 誠君） ぜひ、こういう貴重な体験ができる学習ですか、続けて、よろしくやってください。お願いします。

それでは、次についてお聞きいたします。空き店舗活用です。

優しい暮らしの相談室設置についてお尋ねをいたします。

地方都市の中心市街地ではシャッターがおりている店舗が多く、活性化が重要課題になっていると、このような歩行者の減少や商店街における空洞化の原因としては、道路交通網の整備に伴う消費者の生活圏の広域化、また大型店舗による商業施設の郊外への進出が考えられるわけですが、商業の衰退が進むと、町へ来る人や地元に住んでいる人がさらに減少するという悪循環に陥り、中心街の衰退は加速的に進む可能性があるというわけです。

和歌山県の調査によりますと、県商店街の振興組合連合会に加盟する和歌山県の7つの市の商店街の空き店舗率、もう店を閉じたと、もう店舗があいているというところが、大体平均で22.2%があき率になっていると、新宮市では28.6%で最も高く、御坊市で28.4%、和歌山市で26.0%、田辺市で18.7%の空き店舗があると。本町で空き店舗率はどのぐらいでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、正確な空き店舗率というのは、商工会等々にも問い合わせたんですけども、ちょっと出し得てはいないということです。それで、ほかの数字からなんですけども、まず商工会の現在のここ5年ほどの加盟商店の数が、平成21年が761件、そしてこの8月31日で684件と、77件ほどの減少になっております。それと、新規に店を起こすところが大体年間10件ないし15件というところなんです。それと、最近の廃業される方の傾向として大体30件から35件。そういうところで、1年間に大体20件ほど事業をやめられているのかなというところなんです。ですから、推測するに新宮市の28.6、これよりも多い数で店舗として使っていないところが存在するのかなと推測しております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 一番悪い新宮市よりか、そこまで行ってないというお答えでした。

それでは、空き店舗を有効に再活用することで、人口の減少や商業構造の空洞化を防ぐことができると考えられるということなんですけど、過去3年間、本町が行った空き店舗活用事業、3年間やられたんですか。それについての事業内容を、うまくいったんかどうか、また内容についてお答えいただきたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

議員指摘の空き店舗活用事業につきましては、平成23年から昨年、平成25年まで実施いたしました。これは、対象地域が勝浦の駅前通り及びいざかた通り等ですけども、地域の特産あるいは今までにない、地域にないユニークな事業ということで、個人に直接補助金が行くという関係で、その辺の審査等のハードルは高かったと思います。ですから、応募する店舗数も少な

かった。そういう中で23年度に1件、そして24年度に1件の応募があり、現在も店舗を経営しております。

25年度につきましては、そういう条件等、審査の条件等のハードルが高いという部分もありまして、皆さん説明を聞いた中で、正式に申し込みはしてこなかったという状況で、実施はしておりません。

この事業でやられた2件については、引き続き店舗経営をやられておりますので、そういう部分では、当初予定していたほどの応募数、店舗の活用が十分に図られたとは言えないかもわかりませんが、一定の効果はあったかと考えております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 過去、一応3年間やった中で、2件は今でもやっていただいておりますということだということで、そうはいつでも、なかなか、皆さんが応募してくるというほどでもなかったということなんですね。

それで、これまで県は商店街支援とか、関係者や商工会に限定されていた事業、こういうのがそうやと思うんです。だけど、これからはNPOや社会福祉法人にも対象を広げて、新たな人の流れを呼び込むことで活性化を図ることとなったと、例えば商店街の空き店舗を保育施設や高齢者向けの交流施設等のコミュニティーを施設として活用することによって、俗に言う空き店舗の解消というんですか、今まで商売の人が商売するのにというて貸しておいた活用を、それを違った社会福祉のほうへ振りかえて、少子・高齢化社会への対応を図って、商店街ににぎわいを創出することで商店街の活性化を図るということで、NPOや社会法人にそういう施設を設置するというようなことを認められたというんですか、後押しされて、全国的にもこういうことが多いと思うんです。

それで、空き店舗活用事業に静岡県三島市の「街中ほっとサロン」をモデルにした社会福祉協議会に運営委託をして、「高齢者くらし相談室」というのができておるわけですが、そういうモデルでうちも活用というようなことを取り入れたらどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 今お尋ねの「ほっとサロンくらしの相談室」の関係でございますけれども、かつて福祉課におきましては、平成23年の大水害の後、「ほっとサロン」として平成23年12月19日から毎週1回月曜日の午後2時間程度、仮設住宅を中心に「ほっとサロン」を行いました。それは、平成25年度で終わったんですけども、今現在、平成18年4月1日から地域包括支援センターというのが福祉課内がございます。そちらのほうで高齢者の暮らしのこと、健康のこと、介護のこと、相談をお受けしております。そちらのほうの御利用をいただけたらと思います。電話による要望で自宅の訪問もやっておりますので、済みませんが、そういう方向でというふうなことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） いや、私が言ってるのは店舗活用ということで、町なかにそういう空き店

舗を利用して、健康やとか介護などの悩み事を無料で相談できますよと、そういったときに私ちょっと体調悪いんやけど、血圧はかってみてくれるとかというて血圧はかる。言うたら指導員というんですか、スタッフ、社会福祉士とか看護師さんにそこにおってもろて、例えば買い物に行くんでも、その商店街を利用することによって双方メリットが出ると思うわけです。例えば、今課長言われましたように、そちらにありますよというよりか、例えば町出てきても、買い物しやったら、あそこに相談室があると、出ていって、そこでまたいろんなものが展開できるということを、私、今提案させてもらってるんですけど、どうですかね。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 人材のこともございますし、今現在、福祉課といたしましてはその地域包括支援センター、こちらのほうを御利用いただきたいということが第一でございます。いろんな会議とか、民生委員さんの会とか、そちらのほうへお邪魔して、包括支援センターの担当者がチラシを配ったりして、どういう内容のことをしてますというような説明もさせていただいております。そちらのほうを御利用いただければと思います。

あと、できれば外へ出る、外に窓口を設けるということも大事なことだとは思いますが、まだなかなかそこまではちょっと対応が難しいかなというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 例えば空き店舗を活用すると、実際、多くがそうなった場合はシャッター通りになるんです、町が死んでしまうと。そういったときに何とか活用する、またそういう福祉を入れて町を活性化するという、私は提案するんですけど。

観光課長、ちょっと今の件ですけど、店舗を活用するのに、僕は福祉のことを言ってるんですけど、どうでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 25年度までの空き店舗事業、これの反省を受けて、今現在、商工会等とも将来どういうふうな形で空き店舗を減らしていくか、そういう協議も始めたところです。その中で、今議員おっしゃられたことも話題には少しなった部分もありますが、そのほうになると、まず福祉的な、専門職的な部分がということなので、この部分にはまだ今のところ検討等はまだしておりません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 課長、ちょっとお聞きしますが、例えば空き店舗を活用するのに、いろいろその商店街の人たちとの話ししたり、そういうことはあるんでしょうか、どんなんですかね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） まず、商工会と、そして今のいろいろ話してる中では、築地商店街あるいはいざかた通り商店街、築地のネオン通り商店街、私どもと商工会の中でこういった



駅前通りの活性化、そういうことも視野に入れた中で、勝浦地域の商店街の方に集まっていた中で、そういった話もさせてもらっております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 私は、町なかの空き店舗、こういうことはずっと続いておってはないと思っております。そういった活用の方法として、今福祉課の課長にもお願いしたんですけど、そういう部門も入れて、町なかへ行ったときにはいろいろ、老人だけじゃなしに妊婦のお母さんらでも安心で、そこへ寄ったらいろいろ話ができるという雰囲気のサロンというのを設置ということを今、話させてもらう予定です。ですから、いきなり提案させてもろても難しいかもわかりませんが、今後ちょっと頭に入れて、お互い商店街と福祉というのを合体さすというような意味でも考えてほしいと思います。よろしくお願いします。

それでは、あと最後になりますが、急がれる津波避難タワー建設についてお尋ねいたします。

那智勝浦町の津波避難困難地区、大地震に伴う津波の到達予想時間までに高齢者の人たち、皆さんが安全な場所へ避難するのが難しい地域を避難困難地域と設けたと思うんですが、本町の避難困難地域は何カ所ありますか、どこと、どこと、どこと、どこでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 本町の関係の津波避難困難地区に対するお尋ねでございます。

平成19年に県が発表いたしました津波避難困難地区は、浜ノ宮、天満、二河、下里の4カ所となっております。現在、浜ノ宮地区は、避難路の整備により対象から外れて、3カ所となっております。また、県は、現在、津波避難困難地区の見直しをやっているところでございまして、今後新たな困難地区が発表される予定となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 県が一応発表した中で、和歌山県で8市町33地区という中で下里、二河、天満、浜ノ宮ということなんですが、この天満地区というても範囲が広いんですけど、これ朝日は入っているんですね、どんなんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 天満地区ということでございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） それで、先般、25年度で避難困難地区じゃないと思うんですけど、宇久井の湊区内へ避難路整備ということで測量設計29万4,000円、工事費134万1,900円と、それと福祉健康センターの裏手、須崎区にあるとこですね。あそこの階段が鉄骨ですか、あれをつくったのは工事費が1,139万円と設計監理で105万円というお金が出ておりますが、25年度でその2

件をやられたと、その後の26年度に繰り越した浜ノ宮の補陀洛山寺の裏山、小坂山、北浜のですね、下里地区の中学校の裏山、浦神東地区の3カ所、これらの工事は26年度でもう済んだんでしょうか、どんなんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 事業のほうは既にでき上がっております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） それと、そのほかに工事が必要だというて、うちのアそこをやってほしいというような要望が出されている地区はありますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 自主防の関係からも要望もありますし、地域からも要望があります。

それと、私どもは津波避難困難地域の解消を、まず最優先に考えてございます。津波避難困難地区の見直しが県から出てまいりますので、その解消をできるだけ早く事業計画の中にも津波避難タワー、毎年何千万円というふうな記載があったかと思うんですけども、その計画の中で早急に対応していきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） それで、けさの質問の中で財政が厳しいと、その中で当局がやらなければならない事業として新病院の建設事業63億円、色川小・中学校統合6億円、産地水産業12億円、クリーンセンター20億円、避難タワー8,000万円、簡易水道統合で27億円と出ております。どうしてもやらなければならない、順番があるというようなこともお話が出ておりましたが、これ毎年8,000万円というのは、これはもう大体腹くくって、そういうことではあるんですか。それとも、いや、これ財政的にちょっとあれやから、この見直しもあり得るといふもんなんか、それはどうでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 津波避難困難地域の解消につきましては、早急に対応すべきものと考えておまして、この公表が出された場合に計画的にやっていきたい。8,000万円につきましては、とりあえず小規模のもので3,000万円ほどということで、これまで進んでまいりましたが、4,000万円程度のものを2台ということで、場所によっては中規模、大規模なものも必要になってこようかと思っておりますし、場所によっては小規模なものでも対応できると。とりあえず基本となる額8,000万円は、毎年2基はやっていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） というのは、この避難タワー、一応これ避難困難地域ということで、これ二河と下里地区なんですか、どうですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 平成27年度の対応といたしまして、まず下里地区、二河地区の2つの設置を今検討しているところでございます。今後、計画的に町内に設置していきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 実際、避難タワーの建設を計画しているということなのですが、群馬大学の災害工学研究室の片田敏孝教授、御存じですね。あの方が先般、三重県の尾鷲市で避難タワーの効果について避難シミュレーションを行ったと、そうしたところ、避難タワーを建設したといったところに想定以上の津波が来た場合、相当の犠牲者を生む危険性があると、これは尾鷲のことなんです。そういうことがあると、まず警告して、避難の基本はあくまで標高の高い高台へ迅速に向かうことと強調していると。そやから、被害シミュレーションを一応参考にしてくれというようなことも言っておられますが、これ建設するときには、よっぽど避難タワーやいうたて、やっぱり調べなあかんと、研究せなあかんとことを言われてると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員おっしゃりますとおり、万全を期すためには、まず高台への避難ということで避難を目指して、その状況に応じて避難タワーに上がるような計画とすべきであると考えます。しかし、本町におきましては、L1、L2でございますが、ハザードマップにもありますように、1メートルの水位変動、足がとられるような状態が3分から5分で、到達時間が非常に短いという状況がございます。高台を目指してというふうな、そのような余裕は難しいものと想定されます。ということで、避難する場所の目標物にまず避難をしていただくということが必要かと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 避難タワーについては、よくわかりました。

それと、天満地区のことで津波避難時間12分、避難行動時間7分、そういうようにいろいろ書いておるわけですが、特に朝日の場合、この対策方針という中で、堤防、護岸のかさ上げ等により第1波による浸水を抑制するというようなことをうたわれておるわけですが、現在、木戸浦海岸の堤防、これ第1波が来たときとかというのは、ちょっとこれ老朽化したあるんですけど、心配なんです、前々からいつもこうやって、議会で取り上げさせてもろておるんですけど、これの整備がまず、逃げるどころにしても、まず整備、高するどころよりか大丈夫なんかということがあるんですけど、それだけちょっとお答え願います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 天満の木戸浦地区の堤防でございますけども、先般も県が津波避難困難地区の解消につきまして、こちらの打ち合わせに参りました。そのときにも申し上げたんですけども、まず地域の方々は木戸浦の堤防を望んでいらっしゃるということで、早急に工事を進めてほしいというお話をさせていただきました。一部分はもう着工が始まっており

まして、ある程度めどが出てきているということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） そういう形で万全にしてもろといたら、逃げるにしても時間は稼げるということと、避難タワーについても慎重に、また大胆にやることをやってください。よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わります。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近議員の一般質問を終結します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時41分 延会